

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
-	<b>1 歳入</b>	
1	<p>1 児童相談所の開設に伴い、都区財政調整協議で変更を反映した配分割合見直しを（新規）</p> <p>港区の児童相談所が令和3年4月に開設されました。区立の児童相談所の開設に伴い、またより良い児童相談行政の実施に向けて、令和2年度の55.1%の暫定的な変更からさらに実態にあわせたものとなるよう、都区間の財源配分割合の変更を、強く都に求めてください。</p>	<p>都区の配分割合については、平成12年の都区制度改革実施大綱において、「中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」こととされています。</p> <p>令和2年度都区財政調整協議の結果、児童相談所関連経費の算定に伴い、配分割合を0.1%変更することとなりましたが、特別区において新たに発生する需要に見合ったものではなく、見直しが必要です。令和4年度に行う令和5年度都区財政調整協議での配分割合の協議において、区側の主張に沿った適切な配分となるよう求めていく準備を進めてまいります。</p>
2	<p>2 ソーシャルインパクトボンドの導入を（新規）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が多方面に広がる中で、区はこれまで、たびたび補正予算を組み、きめの細かい対策を行ってきました。長引くコロナ禍にあって、区民の置かれた困難にさらに対応する必要があります。最少の経費で最大の効果を目指すのはもちろんのこと、区にはこれまで以上に歳入を増やす取り組みが求められます。そこで検討すべきなのが、初期の事業資金を民間から拠出するソーシャルインパクトボンドの導入です。</p> <p>ソーシャルインパクトボンドとは、当初の事業資金は民間の投資家が負担し、事業が成功し行政の財政支出が削減されれば、もしくは納税額等が増えれば、その金額の一部を行政から投資家ヘリターンとして支払う仕組みです。</p> <p>社会課題を民間の知恵を生かして解決するソーシャルインパクトボンドは事業の効果を可視化し、市民に明示することにもつながります。まずは調査のための予算を計上してください。</p>	<p>ソーシャル・インパクト・ボンド方式（SIB）は、民間の資金とノウハウを活用することで、社会的課題の解決や区の財政負担の軽減が期待できる手法である一方、成果報酬の指標設定や評価方法、指標未達成の場合における資金提供者のリスク負担等の課題もあると認識しております。</p> <p>区はこれまで、成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の新たな民間委託の手法について理解を深めるため、内閣府から講師を招き、職員向け研修を実施したことや内閣府主催のシンポジウムに参加するなどしております。</p> <p>今後は、成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）について、他自治体の活用事例を調査・研究するとともに、調査費用がかからない範囲内で具体的な事務事業を通じ、事業効果を検証するための調査を行うことなどを視野に入れ、引き続き調査・研究してまいります。</p>
-	<b>2 総務費</b>	
3	<p>1 港区版「ふるさと納税」を“地域支え合い”の仕掛けに（継続）</p> <p>港区版「ふるさと納税」の寄付項目に、「新型コロナウイルス対策」や「給付型奨学金」が加わることになりました。</p> <p>給付型奨学金については、奨学生への活動等をHPや広報で区民に報告し、さらに寄付したいと思う制度の構築を。</p>	<p>区は昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした助け合いの気運の高まりを受け、港区版ふるさと納税制度の寄付活用先に「新型コロナウイルス感染症対策への取組」を追加し、寄付実績は過去最高額となりました。区は人と人、人と地域のつながりを目指す地域共生社会の実現を、寄付を通じ推進しております。</p> <p>今年度新たに寄付の活用先に加わった「港区奨学基金への寄付」についても教育委員会事務局と連携し、多くの方に応援いただけるよう積極的な周知に努めてまいります。</p>
-	2 デジタルトランスフォーメーションを推進し、カスタマーサービスデザインを強化すべき（拡充）	
4	<p>1 区では2022年度末までに行政手続きのオンライン化を目指すとしています。また、今年度からキャッシュレス化を進めていることを評価します。</p> <p>各種申請書類のオンライン化はもちろんのこと、各種サービス予約がオンライン化できるよう、早急に取り組むべきです。</p>	<p>区では、ICT等を活用し、誰もがいつでもどこでも必要な行政手続等を行うことができる、より利便性の高い区役所を目指し、行政手続の原則オンライン化や使用料、手数料のキャッシュレス化を中心とした、行政のデジタル化を推進しております。</p> <p>各種サービスのオンライン予約につきましては、施設や図書貸出等の利用予約がオンライン上で可能となっております。また令和3年度には、みなと母子手帳アプリに予約機能を搭載し、乳幼児健診や乳幼児一時預かり等の利用予約、4か月児育児相談や保育コンシェルジュへの相談予約などをアプリ上でできるようにいたしました。</p> <p>令和4年度には、福祉総合窓口の開設に向けて、高齢、障害、生活困窮に関する相談など、各種福祉相談に係る予約をオンライン上で行うことができる窓口予約システムを導入いたします。</p> <p>今後もシステム構築において、相談などの利用者ごとに対応時間が異なることによる予約枠設定や体制などの課題を解決しながら、多くの利用が見込まれるサービスを中心に各種予約のオンライン化に取り組んでまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
5	<p>2 またとりわけ、育児に関する支援サービスでは、働く親の場合、仕事上の作業を中断して役所に連絡をするのですが、必要な手続き担当や支援先につながるまでに、何度も日中に行政と「電話」対応をすることを余儀なくされます。その際、氏名や住所、子供の生年月日や体重等、何度も同じ個人情報を繰り返す羽目になるのですが、このような重複した個人情報の取得は双方にとって時間の無駄です。とくに、行政側がすでに取得しているはずの内容を、何度も親の口で言わせる作業に意味があるとは思えません。情報管理という点からも、電話先の誰かわからない相手（親からするとこうなります）に、くりかえし自己及び子供の個人情報を披露させるような現状での対応は不適切です。各種手続きのオンライン化と合わせて、手続きの都度、行政がすでに取得済の個人情報を繰り返し聴取する手続きとなっていないかどうか検証し、必要な改善改修をお願いします。</p>	<p>行政手続きのオンライン化を進めるに当たっては、求める書類等の必要性や手続きのしやすさといった利用者の目線に立ち、オンラインでも窓口でも行政サービスを迅速に提供できる体制で取り組んでまいります。</p> <p>行政手続きのオンライン化を進める上では、手続きごとの特性に応じて必要最小限の個人情報の取得とするとともに、システム入力時の負担を軽減しながら、手続きを利用しやすい状況を整え、各種手続きのオンライン化の拡充に取り組んでまいります。</p> <p>令和4年度には、転入等の際に必要な手続きを案内でき、区の窓口で一括して手続きすることが可能となる窓口総合支援システムを導入し、利便性を向上してまいります。</p>
6	<p>3 テレワークを全ての職場で導入し、定着を（継続）</p> <p>働き方改革推進のために進められてきたテレワークですが、コロナによる外出自粛要請の際には、全庁をあげてのテレワーク導入が進められ実現しました。課題の抽出や検証も大きく進んだものと思われまます。</p> <p>これを生かし、テレワーク本来の目的である、「効率的で柔軟な働き方を可能とし、育児や介護との両立支援など、勤務時間に制約のある職員の能力活用やワークライフバランスの確保」に向けて、日頃の勤務体系の中でも「テレワーク」が定着し、日常化するよう、一歩進めていってほしいです。</p> <p>多くの先進企業が、今回のコロナの経験から、オフィスを撤廃し、「テレワーク」を日常とする動きを進める中、役所も同様に進めていくことで、新たな社会ニーズへの気づきがあると思えます。</p>	<p>職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、令和2年4月から本格実施したテレワークは、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令を受け、特例的に対象者や実施方法を大幅に拡充し、全庁を挙げて職員の出勤抑制に取り組んでまいりました。</p> <p>令和2年10月からは、この取組を契機として培った経験を生かした職員の新しい働き方を推進するため、対象外としていた保育園、児童館等の職員をテレワークの対象者に加えたほか、これまで週2日としていた実施上限を育児や介護を行う職員等については、週4日までに拡大するなどして、全ての職場でより柔軟に活用できる制度としております。</p> <p>また、昨年度、テレワーク時に区民や事業者との電話連絡に使用するスマートフォンを各部に配備しました。今後は、テレワーク推進月間の実施を予定しており、各職場での実施を重ねることで、それぞれの業務に合わせたテレワークの定着化を図ってまいります。</p>
7	<p>4 区職員が働きやすい職場づくりを（新規）</p> <p>テレワークの推進と併せ、職員が働きやすい環境整備に向け、職員アンケートの結果なども踏まえ過度な超過勤務の削減、業務量に見合った十分な職員数の配置、パワハラ等のハラスメント抑止、メンタルケアの充実、できる限り希望に沿う人事配置等、職員の働く環境向上に向け最大限の対策をお願いします。</p>	<p>職員アンケートの結果を踏まえ、諸課題の更なる改善を図ることで、誰もがいきいきと働き、その持てる力を十分に発揮できる働きやすい職場づくりを一層推進してまいります。</p>
8	<p>5 コロナ対策を加味した避難所運営訓練の実施を（拡充）</p> <p>コロナ渦でも、地震等の災害は起こりえます。その際の避難所運営には、密を避けるなどのコロナ対策が必要です。港区において、最新のコロナ対策を盛り込んだ災害避難所運営マニュアルの作成・改修をお願い致します。</p> <p>また、コロナ対策を反映した訓練を各地で早急に実施するべきです。</p> <p>現在港区では、避難所運営訓練が避難所ごとに行われていますが、図上訓練等、簡単なシミュレーションにとどまっている所が多いです。災害時に港区で混乱が発生し、災害関連死の方を少しでも減らすためにも、区でも宿泊型の訓練をより積極的に行うべきです。</p>	<p>区では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成し、各地区の地域防災協議会で、マニュアルに基づいた避難所運営訓練を実施しております。訓練を通しての地域防災協議会からのご意見や感染症対策の新しい知見があった段階等で、マニュアルの更新を行ってまいります。</p> <p>宿泊型訓練は、避難所での生活を自身が体験できる実践的な訓練であり、これまでに筈小地区防災協議会、御田小地区防災協議会、白金小地域防災会、港南防災ネットワークなどの地域防災協議会で実施しています。引き続き、宿泊型訓練を含む、実践的な訓練を積極的に実施し、地域の防災力の向上を図ってまいります。</p> <p>また、区は、スフィア基準を参考としながら避難所の環境改善に取り組み、避難者のストレス軽減も図っております。避難所運営訓練の実施に当たっても、健康・衛生面に配慮した内容となるよう実施してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
9	<p>6 防災士の積極的な活用と、防災に関心ある区民向けオンライン防災訓練による最新の知見の共有を（拡充）</p> <p>現在、港区では、防災士資格を取得した区民が1000人近く存在し、この資格を地域活動にさらに活かす仕組みを整える必要があります。 港区は、防災課主催で防災士、関係者向けにオンラインで「防災研修」を開催しました。今後も、地域の方々も一緒に参加できるオンラインの防災訓練の企画をお願い致します。 その中で、岩手県盛岡市で実施されている宿泊型の「ペット同室避難訓練」の情報や、鳥取県などで取組が進んでいる「災害ケースマネジメント」といった、各地の進んだ取り組みについても共有が必要です。</p>	<p>区の支援制度を利用して、防災士の資格を取得された皆さんには、防災住民組織や地域防災協議会での活動のほか、地域における自助の防災対策の推進や共助体制の構築に取り組んでいただくなど、重要な役割を担っていただいております。 区は、令和元年度に防災士向けに実施した活動状況等に関するアンケート調査を実施し、アンケート結果をもとに、防災士が置かれている状況に即したオンラインによる研修会の開催や、メーリングリストによる地域の防災訓練や防災関連のイベントへの橋渡しなど、育成した1,000名の防災士を実践の場で生かしていくための取組を推進しております。 また、今年度は、オンラインの利便性を活用し、参加者が同時刻にそれぞれの場所で一斉に身を守る体験をする「シェイクアウト訓練」を東日本大震災発災日の3月11日や春の火災予防運動期間などの機会を捉え、実施いたします。 実施に当たっては、幅広い層の区民に参加を募り、適切な避難行動につながる安全点検やハザードマップの確認、東京マイタイムラインの作成等を促すとともに、各地域防災協議会が実施する「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた訓練動画等」も併せて配信し、防災意識を啓発してまいります。 ペット同室避難や災害ケースマネジメントなどの取組については、今後、他自治体の事例や課題を調査し、研修等での共有を図ってまいります。</p>
10	<p>7 ブラックアウト対策の充実を（継続）</p> <p>災害応急対策の拠点となる本庁舎や各地区総合支所では、必要な電力を72時間以上供給することができる非常用電源装置を備えているとのことですが、少しでも長時間対応が可能となるよう非常用電源装置の分散備蓄と民間でも備蓄が進むよう対策をお願いします。</p>	<p>区は、避難所となる全ての施設に小型発電機を配備しており、令和元年度は、酷暑対策のための冷風機及び扇風機の配備に併せて、発電機を追加配備し、必要な電源を確保したほか、スマートフォンの充電のための充電器も配備いたしました。 また、区民に向けては、防災住民組織に対して、小型発電機に加えて新しくポータブル蓄電池を助成品目に加えており、個々に対しても同様に防災用品のあっせん品目にポータブル蓄電池を加えております。 引き続き、区施設の電源確保とともに、家庭における停電対策の啓発や防災組織に対する電源確保の支援に取り組んでまいります。</p>
11	<p>8 災害ケースマネジメントを港区でも採用を（新規）</p> <p>申請主義を基本とする現在の被害者支援の仕組みでは、高齢者や単身者世帯も多い港区民が被災された場合に、数々の複雑な支援制度の情報を収集して、自分が対象か否かの判断をしながら申請することは極めて困難であり、各方面の専門家や民間NPOなどの支援が不可欠です。こうした、在宅被災者が直面する困難を解決するために、鳥取県や兵庫県、また宮城県一部などで採用され始めているのが、被災者ひとりひとりの個別事情や生活実態に寄り添う「災害ケースマネジメント」です。 被災直後から、各種支援制度に詳しい各分野の専門家が、それぞれの被災世帯を訪問して、被害程度を確認しながら、各種の被災者支援制度活用の適切なアドバイスを行い、場合によっては個別の生活再建プランを作成する、伴走型の支援制度を港区でも導入してください。先行地域での事例を収集し分析するための予算化をお願いします。</p>	<p>災害復興時には、港区震災復興本部を設置し、地域力を生かした自助・共助による生活復興を進めることとしております。 災害ケースマネジメントは、自宅の損壊状況により支援が届かない在宅被災者にとって、多様な被災状況に対する支援方法として有効である一方、個別支援に従事する担い手の確保や、公助と共助との役割分担などについて整理する必要があります。 今後、他の自治体における実施事例や有効性を調査・研究してまいります。</p>
12	<p>9 消防団の訓練場所の確保を（継続）</p> <p>今後、開発等が行われる場合には、ぜひ消防団の意見を聞き、計画の中に予め訓練場所の確保を入れていただきたいです。開発の際には、例えば訓練場所の確保を地域のまちづくりに貢献する要件の一つに入れて誘導すること、また、公共施設の建設の際には、訓練できる場所や夜間照明の設置をあらかじめ設計に織り込んで欲しいと思います。</p>	<p>消防団の活動は、地域の防災力を向上させ、区民の安全を確保するために欠くことのできないものです。 消防団の訓練場所の確保は、東京消防庁が担っておりますが、区は、区立芝公園、区立港南緑水公園、みなとパーク芝浦に訓練場所を確保するとともに、区道を利用するなど、積極的に訓練場所の確保に努めております。 また、三田台公園の改修においては、計画段階から放水が可能な直線の訓練場所を確保し、実現しております。 今後も、消防団が活発に活動できるよう東京消防庁とも連携しながら、積極的に訓練場所の確保に努めてまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
13	<p>10 防犯カメラ設置に関する基本的政策の転換を（拡充）</p> <p>区では地域団体の行う防犯カメラの設置と維持管理に助成をしてくれています。東京都からの助成も加わりましたが、繁華街も多く来街者の多い港区では、警察から度々犯罪捜査にカメラ映像が活用されるなど、防犯カメラは設置者に限定したメリットよりも公益的側面が大きく、助成額の拡充や申請から設置までの期間の大幅短縮など、さらなる支援の充実を強く希望します。</p> <p>また、個人情報保護の観点から、港区は防犯カメラ設置については、町会に判断をゆだねる慎重な姿勢をとっていますが、テクノロジーの進化と共に、人々の意識は大きく変化しました。区有施設で事故があった時に、防犯カメラを設置していなかったことが明らかになったら、区の怠慢として非難される可能性もある時代です。プライバシー保護の観点を考慮すれば、施設の出入りに、区が防犯カメラを設置し、事件があった際には適切な手続きを経て情報開示がされるようにすべきです。特に公園の出入り口には、犯罪抑止の要請からも設置をすべきです。子供や女性、高齢者などの安全のためにも必要です。</p>	<p>区は、令和2年度から、東京都の補助制度を活用し、町会等の地域団体による防犯カメラ設置費用に対する補助率及び補助上限額を引き上げ、地域団体の負担軽減を図っております。</p> <p>さらなる補助の拡充については、地域団体による制度の利用実態等を踏まえ、検討してまいります。申請からカメラ設置までの期間短縮については、東京都に対し引き続き要望し、協議してまいります。</p> <p>また、プライバシー保護の観点から「港区有施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」により、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるとともに、区有施設等内で発生した特定の犯罪に関して、捜査機関から公文書により提供を求められた場合や、区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ない場合等は、画像提供することとしております。</p> <p>なお、公園については、「港区立公園等における防犯カメラの設置及び運用に関する要領」に基づき、犯罪防止、公園内への不審者の侵入防止、施設の保全等を目的として、防犯カメラを設置することとしており、「港にぎわい公園づくり基本方針」において、公園等の立地や利用者の特性、地域の要望等を踏まえて、防犯カメラの設置を検討することとしております。</p> <p>引き続き、区有施設等を利用する者等の安全の確保に努めてまいります。</p>
14	<p>11 文化芸術活動に従事する事業者（個人事業主含む）に対しての事業継続支援を（新規）</p> <p>港区では、コロナ禍の支援で、区内の文化芸術団体等への活動継続支援事業を実施してきています。しかし、今回のコロナの影響で文化芸術活動事業者は、甚大な苦難に瀕しています。活動継続を諦めたり、命を絶つ方も出ている程です。テレビ局・広告宣伝会社・レコード会社に芸能プロダクション、出版関連企業が多い港区ですので、その関連事業者も区内に多いです。その根が絶たれることのないよう、事業継続のための助成金の給付や機材補助、家賃補助等を含めた、文化芸術活動を行う法人・個人事業主に対して一層の支援をお願いいたします。</p>	<p>本年7月、文化芸術団体約150団体に対してアンケートを実施した結果、区に求める支援として、活動場所や新型コロナウイルス感染症対策に関する情報の提供などの要望がありました。このような状況を踏まえ、文化芸術団体へ最新の感染症対策などの情報発信や活動の支援を実施するとともに、引き続き、文化芸術団体等と意見交換を行い、継続的な支援に取り組んでまいります。</p>
15	<p>12 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団への予算の見直しを（拡充）</p> <p>区では第5次中期経営計画にも自主財源の確保を図るとしてはありますが、2021年度の予算額はさらに増額し、6億3330万6000円にもなりました。</p> <p>昨年度、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響があることを考慮したうえで、適切な予算額となるよう求めます。</p>	<p>区は、財団に対し、コミュニティの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与するための事業や運営に対して補助金を交付しております。</p> <p>財団は、令和3年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、令和2年度も実施したWEBでみなと区民まつりを拡充して実施します。他にもICTを活用した事業にも取り組み、令和4年度もICTを活用した事業の取組を強化することを方針としております。</p> <p>財団は、第5次中期経営計画において、安定した経営基盤の確立と組織力の向上を掲げ、計画の着実な実行に向けた取組を進めております。</p> <p>区は、事業の効率化や自主財源の確保に努めるよう、引き続き財団への指導及び助言を強化し、適正な補助金額の交付に取り組んでまいります。</p>
16	<p>13 犯罪被害者支援制度の充実を（継続）</p> <p>精神的、社会的、経済的に傷ついた犯罪被害者が、再び社会生活を送っていくために必要なサービスは、市区町村にあり、そうした被害者を支援につなげるための「総合窓口」が必要です。犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるための被害回復の支援や賠償金支払いが滞った場合の立て替え給付金の支援など、様々な面できめ細かくサポートできる体制をきちんと整備すべきです。必要なサービスを自治体が提供しないことは、重大な二次被害となりえます。区の体制を見直して欲しいです。すべての区民が誰でも被害者になりうるので、必要な時に必要な支援がえられる安心感は生活していく上で欠かせない公的インフラです。</p>	<p>区は、犯罪の被害に遭われた方やその御家族、御遺族を支援するため、人権・男女平等参画担当が総合相談窓口を担い、警察や被害者支援都民センター等と連携して対応しております。</p> <p>また、令和3年4月に東京都に設置された東京都被害者等支援専門員(コーディネーター)による区市町村担当者向け研修に参加し、犯罪被害者等の置かれている状況や二次的被害が生じることのないよう十分配慮した対応方法について学ぶとともに、コーディネーターと連携しながら犯罪被害者等をサポートしております。</p> <p>引き続き、支援の必要な方が、区の相談窓口に通いやすくなるよう、相談窓口のサインの表示、情報誌等への記事掲載、区ホームページから関係機関のホームページにリンクを貼ることで、より詳細な情報を提供するとともに、SNS等の媒体も活用し、相談窓口や支援事業の案内を行ってまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
17	<p>14 人口動態の見直しを、政策創造研究所で調査を（新規）</p> <p>今後も再開発が続きますが、子育て層が再び、新築マンションに入ってきて、年少人口がこれまでのように増え続け、人口が再び増加傾向に戻るかどうかということは、港区の基本政策に大きくかかわってくることです。区の重要課題として、政策創造研究所などで専門的な調査を行っていくべきです。</p>	<p>人口推計を行うに当たっては、これまでも区内の大規模マンションにおける開発動向を把握し、分析結果を取り入れております。また、令和2年度においては、区的生活環境の魅力と課題をより詳細に把握するとともに、他地域と比較した特性や競争力を明確にするため、人口変動要因に関するアンケート調査を実施いたしました。さらに、令和3年度では、港区における転出意向に影響を与える要因や生活環境と住みやすさの関係、区民の希望出生率に関する分析なども加えて行っております。令和4年度以降においても人口の変動要因に関する専門的な調査を行ってまいります。</p>
18	<p>15 企業やNPOなどの力を活かしたまちづくりを（新規）</p> <p>区は、企業や大学、NPO法人等の民間団体の持つ知識やノウハウ、先端技術等の強みを課題解決に活かすため、「港区民間協創制度」を導入しました。渋谷区では、企業、行政、NPOなどの組織の垣根を超えたクロスセクターによるまちづくりを実現するため、「渋谷をつなげる30人」という施策を行っています。ここでは、渋谷区の課題を解消するため、組織を超えた様々な人たちが、1年間かけてフューチャーセッション方式で議論を重ねます。このプロジェクトの特徴は、区の職員が、事業者、NPOなどとフラットな関係で議論を重ね、まちを良くする施策を模索しようとするところです。企業やNPOなどからの一方的な提案を待つのではなく、区の職員が日々の業務での課題を逐一共有しつつ、様々な企業などと一緒になって課題の解消に取り組むため、通りいっぺんではないアイデアが生まれるのです。区でもこうした取組を参考に、ワークショップ等を含め、「港区民間協創制度」を発展させていきたいです。</p>	<p>港区民間協創制度は、企業等からの提案に対し、企画課が総合調整役となり、担当部門を交えて連携について随時協議し、企業と区の双方にメリットのある取組の創出を目指す制度です。本制度は、長期的な視点だけではなく、企業等からの具体的な提案をベースに随時協議を進めることで、即時性のある取組の創出や企業等の強みを直接引き出す連携につながりやすいものと考えております。ご要望にある取組を参考に、企業や団体間の連携による相乗効果が期待できる取組については、企業同士のマッチングや、多様な主体が参画する各総合支所の地域事業を結びつけるなど、組織の垣根を超える連携に取り組んでまいります。</p>
19	<p>16 区政情報のわかりやすい発信を（新規）</p> <p>コロナ禍を経て区の情報発信はホームページやSNS、広報みなと、区設掲示板へのかから板掲出、などオンライン、オフラインあわせてきめ細かに展開しています。区HPが今年全国広報コンクールで総務大臣賞を受賞するなど、広報に力を入れていただいていることはわかります。しかし、わかりやすく情報をお届けするために、広報みなとの紙面づくり、平易な言葉遣い等、広報専門支援員に助言をいただきながら、さらなる工夫をお願いします。</p>	<p>区では、広報専門支援員の配置を契機に、区民に伝わる広報、役立つ広報の実現に向けて、新たな視点を積極的に取り入れ、短期間で集中して、広報の意識改革や専門性の向上等、区の広報活動の変革を図っております。情報の掲載量を圧縮し、デザインやレイアウトを工夫する等、ひと目で見やすい広報みなとの紙面づくりや、区民目線でわかりやすい表現の言葉に置き換えたり、やさしい日本語の活用等による区政情報の発信など、広報専門支援員の知見を生かしながら工夫してまいります。</p>
20	<p>17 式典でAIを活用し音声テキストを投影する仕組みの導入を（継続）</p> <p>港区では式典などの際に手話通訳を行っていますが、区が支所の窓口や役所内の議事録作成でも利用している音声のテキスト化するためのAIを活用し、式典において講演者の音声をテキスト化しスクリーンに投影すべきです。この仕組みであれば、ろうあ者にかぎらず耳が聞こえづらくなった高齢者、席が遠く聞こえにくい人など誰にとっても情報を届けることができます。世の中では新しい音声のテキスト化システムが生まれています。まずは実証実験を行い、一刻も早く実現できるよう予算を求めます。</p>	<p>聴覚障害者、知的障害者や発達障害者の方々などにとって、円滑な意思疎通を支援するために、AIを用いて音声を文字に変換する技術の活用は効果が期待できます。今後、音声を文字に変換してスクリーンなどに投影する技術を実際の会議等で試行的に活用することで、文字化の精度の向上、誤表示された文字の修正方法などの課題を整理し、AIを活用した音声の文字化の導入について検討してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
-	18 区民協働スペースの有効活用を（拡充）	
21	1 広報みやとやHPなどで「区民協働スペース」についてわかりやすく周知を図り、利用対象を広げ、協働したい人たちに使いやすい施設にすること。その際、どういうNPOが区内に存在するかなど、情報共有できるサイトなどを構築すべきです。	区民協働スペースの利用について、広報みやとやHPで周知しております。利用対象者は、区と区民が協働して地域課題解決のための活動を行う団体としていることから、協働内容について確認する必要があるため、あらかじめ関係課から利用可能団体として連絡を受け、利用可能団体一覧に記載することでスムーズに予約ができるようにしております。 現在、町会・自治会や消防団等のグループが17団体、関係課から連絡を受けた団体は、約230団体あります。 区内に事務所を置くNPO(約760団体)には、活動状況についてアンケートを実施いたしました。今後は、学識経験者、公募区民等の意見を反映させながら、実効性のある協働の推進に向けて取り組んでまいります。
22	2 また、協働スペースで整備の必要なオンライン環境や機材について利用者アンケートをしていただいた上で設備を整えるとともに、利用予約方法について窓口申し込みだけでなく、オンラインでも区民協働スペースの利用予約及び支払いができるシステムを構築すべきです。	区民協働スペースは、令和3年4月から、14か所中13か所にWi-Fiを設置しております。（1か所は、利用状況及び費用対効果（外壁に穴をあける必要があることを含む。）を考慮し設置しておりません。） 機材については、11か所にスクリーンやプロジェクター等の付帯設備を整備しております。（2か所は民間所有建物かつ無人スペース、1か所は狭小スペースにつき整備しておりません。） 非対面で予約する場合は、電話で仮予約後、電子申請でお申し込みいただいております。また、「区と区民の協働の場」としてご利用いただいておりますので、使用料は徴収しておりません。
23	19 期日前投票所の拡大と共通投票所の導入を（継続）  改正公職選挙法により国政選挙や地方選挙の投票日に、駅や商業施設などに設けた「共通投票所」で投票できるようになりました。導入は自治体の裁量に任されています。利便性の高い場所に投票所を設けることで、啓発効果、投票率向上、利便性向上が期待できると考えますので、都市部の自治体の例を調査研究し、港区でも早急に実現していただきたいです。	公職選挙法の改正により、どこの投票区の有権者でも投票ができる利便性の高い投票所として、共通投票所を設けることができるようになりました。一方、その設置について、他自治体と意見交換をするなど検討を進める中で、期日前投票所の拡充や共通投票所を設けることについては、全ての投票所に二重投票防止のためのオンラインネットワークを構築することやセキュリティ対策を施すことが必須であり、システムの安定稼働や個人情報保護などが管理執行上課題であると捉えております。
24	20 運河、海の水質改善と情報公開を（拡充）  東京2020大会がお台場の海で無事開催されました。レガシーとするためにも、今後も安心して泳げる海を維持し続けることは大切です。さらに、特に区民の暮らしに直結する運河については、引き続き東京都に対し水質改善要望をすると同時に、水中スクリーンを運河で実証実験するなど新たな実効性のある水質改善のために予算を求めます。	区は、これまで東京都に対し、特別区長会等を通じて、雨水貯留施設や水再生センターにおける高度処理施設等の整備、河川の浚渫工事の促進など、都市河川等の水質改善への取組を促進すること、また、雨天時の下水の越流水を抑制するための施設建設を促進することについて要望してまいりましたが、令和3年8月に改めて要望いたしました。 東京都は、東京2020大会の開催を契機に、これまでの取組に加え、お台場周辺海域における水面や砂浜の清掃の強化等、更なる水質改善の対策を検討しております。区は現在、お台場プラーージュの開催や定期的な水質調査、環境学習など、お台場の海や運河の水質改善に向けた効果的な手法を検討しています。 区は今後も、「泳げる海、お台場」の実現と運河の水質改善を目指し、区が情報収集した水質改善の技術や取組等を東京都に情報提供するなど、東京都と連携協力を図るとともに、水質調査の時期や回数を含め、運河の水質改善に向けた効果的な手法を検討してまいります。

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
25	<p>21 指定管理者制度につき一部施設は直営に戻すことも含めた見直しと詳細な調査を（新規）</p> <p>指定管理者制度が導入されて15年、現在211施設に指定管理者制度が導入されています。今後、指定管理者制度を継続するのか、直営に戻すのか、改めて調査分析し見直す必要があります。例えば、港区男女平等参画センターは直営に戻すべきといった意見が国会派の議員からあります。2年後の現行指定管理者との契約終了時前に、リーブラの運営体制につき、直営に戻すことも含めた再検討を行い、真の男女平等参画の拠点とすること。</p>	<p>男女平等参画センター（リーブラ）では、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者が施設の管理運営を行うことで、リーブラ相談室の運営や図書資料の充実、行動計画計上事業の推進など、専門性の高い職員の適切な配置によって、施設の安定した運営や区民サービスの向上につながっております。コロナ禍においては、いち早くオンラインで講座を開催するほか、DVや性暴力等の被害増加に対応した夫婦・家庭問題専門相談を新たに実施するなど、社会情勢を踏まえた臨機応変な事業展開を行っております。引き続き、指定管理者制度のメリットを生かし、区民サービスの向上を図ってまいります。</p> <p>なお、指定管理者制度については、より一層の区民サービスの向上につながるよう、指定管理者制度導入の効果や課題を整理し、制度運用の在り方について検討してまいります。</p>
26	<p>22 人権男女平等参画担当課長は専任を配置すること（新規）</p> <p>男女平等参画社会を港区からつくるためにも、現在の兼務ではなく、民間からでも専門的な人材を採用してください。</p>	<p>人権・男女平等参画担当課長については、性的指向や性自認に関するもののほか、平和事業や部落差別問題などの重要な職務を担っていることを踏まえ、引き続き区の施策を推進できる有為な人材を配置してまいります。</p>
27	<p>23 ヒートショック対策の推進を（新規）</p> <p>厚生労働省が令和元年度に更新した「人口動態調査」によると、冬場の凍死の死者数は、実は夏場の熱中症による死者数より多くなっています。これらの原因はヒートショックにあるとされており、高齢者が屋内で低体温症になってしまうケースが見られています。2017年度の熱中症死亡者数は635人であったのに対して凍死の死者数は1,371人となっており、このうち約9割が高齢者でした。区では、現在、ヒートショック対策に効果がある施策としては、地球温暖化対策として設けられている創エネルギー・省エネルギー機器設置費助成により、住宅の断熱性の向上を通じて、空調機器の負荷軽減を図るものがあります。こうした施策をベースに、区として、賃貸住宅を含め高齢者世帯の住宅のリノベーション・改築支援を行うことで、ヒートショック対策を強化していただければと考えています。他自治体では、高齢者支援課、住宅課などが中心となって、風呂場周りの断熱性の向上に対する工事費用の助成等、住宅のリノベーション・改築支援を行っているようです。</p>	<p>ヒートショックを予防するためには、入浴前の水分補給や、お風呂のお湯を熱くしすぎないこと、脱衣所や浴室を温めておくことなどが有効とされています。</p> <p>特に、高齢者のヒートショックは、命に直結する恐れもあることから、予防策をまとめたパンフレットを区の窓口で配布するほか、関係機関で構成する各地区高齢者支援連絡会において議題にするなど、注意喚起しております。</p> <p>引き続き、様々な機会を通じて、更なる周知に努めるとともに、住宅のリノベーションや改築によるヒートショック対策への効果などについては、情報の収集に努めてまいります。</p>
28	<p>24 産休育休代替職員の処遇の改善を（新規）</p> <p>区職員が安心して産休や育休を取得するために、代替職員の処遇を改善し、意欲をもち働きやすい職場にしていくこと。</p>	<p>育児休業代替任付職員については、計画的な職務遂行と意欲・能力の向上を図ることを目的として、令和3年度から常勤職員と同様に所属長との自己申告ヒアリングを実施しております。</p> <p>また、育児休業代替職員としての任期が終了した後は、退職等により欠員が生じた部署に臨時的任用職員として任用するなど、可能な限り希望する育児休業代替任付職員の継続任用が可能となるよう配慮しております。</p> <p>常勤職員の産休又は育児休業期間の代替として任用する職員については、法律の規定により、産休又は育児休業請求期間のみ任用できる者であることを踏まえた上で、意欲的に働くことができる制度運用に取り組んでまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
-	3 環境清掃費	
29	<p>1 羽田空港新飛行経路の固定化回避に向けて一層の努力を（拡充）</p> <p>羽田空港新飛行経路下の騒音測定については、区として独自で調査を行い、速報値を港区のHP上で公開しています。令和3年度は、8月13日から9月11日までの間、青南いきいきプラザ、高陵中学校、白金小学校、本村小学校の区内4カ所で実施し、測定値を国土交通省に報告しています。来年度も、引き続き、区独自の騒音測定を行い、その値を国に報告するなどして、羽田空港新飛行経路の固定化回避に向けて、一層の努力をしていただきたいと思います。また、令和3年第二回港区議会定例会で、「新飛行ルート下の住民、勤労者を対象とした実態調査と調査結果の公表を求める請願」が全会一致で採択されています。町会の方々からも「区として、ルート下の住民に対してアンケート調査をきちんととってほしい」という声をいただきます。早期実現をお願いいたします。</p>	<p>区では、令和3年6月4日から1か月間、8月13日から1か月間、区独自の騒音測定調査を2回実施し、速報値を区ホームページで区民の皆さんにお知らせするとともに、区民の皆様からいただいたご意見と併せて、騒音測定の結果を国に提供しました。</p> <p>引き続き、令和4年度においても、区独自の騒音測定調査の実施を検討し、騒音測定の分析結果を、国で設置した、「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」等で活用し、羽田空港の飛行経路の様々な運用や更なる騒音対策及び安全対策等に積極的に取り組むよう要望するなど、固定化回避に向け取り組んでまいります。</p> <p>一方、区は、区民や事業者の皆さんからのより多くの声を国に伝えていくことは重要であり、意見募集は有効な手段であると考えていることから、令和3年11月から約2か月間、広報みなど、区ホームページ、ご意見はがき等による、羽田空港機能強化についての意見募集を実施しております。</p>
30	<p>2 区内の喫煙所を密閉型へ（継続）</p> <p>東京都受動喫煙防止条例の本格施行に伴い、店内での喫煙ができなくなった多くの喫煙者が区内の指定喫煙場所に集まっています。指定喫煙場所の近くを通る方には更なる負担を強いることとなります。また、最近では、コロナ対策のために家の窓を開けるようになったため、煙が家の中に上がってくるという苦情も増えています。吸う人と吸わない人との共存を目指すため、区内の指定喫煙場所をすべて密閉型のものに切り替えてください。また、民間事業者の喫煙場所についても、煙が外に漏れ出ない装置を設置するための補助金制度などを創設し、「みなとタバコルール」に解決力を持たせてください。</p>	<p>区はこれまでに、区独自の助成制度や開発事業者への設置要請等により、煙の漏れない密閉型の指定喫煙場所を52カ所整備してまいりました。</p> <p>屋外では、敷地管理者の許可が得られにくい等の課題がありますが、令和3年度は新橋駅前S L広場と田町駅東口デッキ下の2カ所の指定喫煙場所を、密閉型に転換し、令和4年度についても屋外密閉型喫煙所を3カ所で整備する予定です。</p> <p>今後も引き続き、たばこの煙が容易に漏れ出ない、より受動喫煙に配慮した喫煙場所となるよう整備を進めてまいります。</p>
31	<p>3 障害者就労支援と連携したリサイクル事業の拡大を（継続）</p> <p>区は不燃ごみや粗大ごみから回収した電化製品のコードやケーブルを、銅線とビニールに仕分ける作業を障害者就労支援施設に委託し、障害者の就労支援と効率的なリサイクルを両立させる取組を進め、実績については年々増加傾向にあります。しかし、障害者の就労はまだ不足しています。事業の更なる強化、拡大をお願い致します。</p>	<p>区は、障害者の就労を支援するため、これまでのコード類剥離業務に加えて、昨年度から使用済み携帯電話を分解して基盤を取り出す業務を特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団に委託しております。銅線の取出し量も年々増加しており、資源の有効活用に貢献していただいています。また、令和4年度からは新たに、金属類を含むプラスチックのおもちゃから金属製基盤や電池を取り出し、プラスチックと分けて資源化する業務の委託を開始いたします。今後も障害者就労支援施設に委託が可能な業務について、継続的に検討してまいります。</p>
32	<p>4 ごみの戸別収集の検討を（継続）</p> <p>区の外郭団体を減らすなどして、浮いた人件費を清掃の戸別収集化のために当ててほしいです。高齢化が進む中、ごみの集団収集はいずれ限界がきます。</p>	<p>区では、より少ない作業人員や清掃車両台数で効率的に収集運搬を行うとともに、清掃車両の排気ガスによる環境負荷を低減させるため、世帯ごとに収集する戸別収集ではなく、複数の世帯が共同で利用する集積所からの収集を原則としています。</p> <p>一方、近隣に大規模集合住宅が建設されるなど、地域環境の変化等により、集積所の共同使用や維持することが困難な状況が発生した場合は、住民の同意を得た上で、柔軟に各戸収集への切り替えも行ってまいります。</p> <p>65歳以上の高齢者及び障害者で構成される世帯や妊産婦の方向けの戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集と併せ、今後もきめ細かに対応してまいります。</p>



令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
33	<p>5 コミュニティコンポストの推進を（新規）</p> <p>「コンポスト」とは、生ごみや落ち葉等を分解し、たい肥化することを指します。家庭や飲食店で出た生ごみを、捨てずに簡易キットに入れて発酵させれば、たい肥化させることができるのです。家庭などでできたたい肥を集め、熟成させたのちに、区立の公園の花壇等に投入することができれば、生ごみを減らし、環境問題の解決の一助となります。</p> <p>青山通り沿いのコミュニティスペース「COMMUNE」では、家庭で出た生ごみの共同堆肥化プロジェクトが行われました。参加者は、家庭で出る生ごみをためてコンポストをつくり、拠点となる「COMMUNE」に持ち寄ります。さらに、それを集めて熟成させ、たい肥やそれを活用した野菜作りなどに役立てています。また、芝地区では、エリアマネジメントと協力し、区としてもこのコンポストの拠点をつくる取組を試行的に行っています。</p> <p>今後は、他の自治体等の取組も参考に、区有施設への木枠コンポストの設置や開発の際の設置を誘導することなど、回収の拠点づくりをお願いしたいです。</p>	<p>区では、生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポストの購入費用に対し助成を行っているほか、段ボールコンポストの作成講座を開催するなど各家庭における取組への支援を通じて、ごみの減量及びリサイクルの促進に努めております。</p> <p>一方で、不特定多数の方が利用するコンポストは管理上の課題が考えられることから、区有施設への設置については施設利用者への影響も踏まえ、調査研究してまいります。</p> <p>芝地区においてエリアマネジメント団体と連携して現在試行的に行っているコンポストの運用につきましても、引き続きその効果につきまして調査研究してまいります。</p>
34	<p>6 市民農園の整備を（継続）</p> <p>屋上緑化に対する助成を行っている現状から一歩進め、技術的な課題を解消した上でビルの屋上を菜園などにする取り組み、また区内の様々な場所を市民菜園（農園）として整備してほしいです。</p>	<p>屋上に菜園などの緑化施設を設けることは、技術的な課題に加え、屋上へ行き来するため建築物内を不特定多数の人々が通過することなどのセキュリティ上の課題があり、実現が困難な部分がありますが、引き続き、屋上緑化や壁面緑化、生物多様性に配慮した緑化など、緑化計画書制度に基づく緑化指導を進めるとともに、屋上等緑化助成制度などを活用し、屋上菜園の整備についても誘導を図ってまいります。</p>
35	<p>7 みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所の改装時には作業班の拡大をし、職員の作業に影響がないようにすること（新規）</p> <p>中継所を確保できない場合は、ふれあい指導班や訪問収集班の赤坂・青山・六本木・麻布など、ここで活動拠点としていたのが、すべて港南の清掃事務所が拠点になり、ごみの回収に支障をきたさないために、機動力を生かせる臨時的な班を設置することが必要です。</p>	<p>みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所の改築工事期間においては、現行と同じ収集体制で、集積所及び戸別訪問収集における収集作業に影響が生じないと考えております。</p> <p>ふれあい指導班については、改装時は今までに比べ麻布・赤坂地域への行き来には時間を要することになりますが、現時点においては、時間に余裕をもって現場に向かうことで、現行の班体制を変えることなく対応が可能であると考えております。</p>
36	<p>8 二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を（新規）</p> <p>二酸化炭素の排出削減は、2050年の実質ゼロを目指しつつも、2030年までの10年が重要とされ、ますます取組を早める必要が高まっています。</p> <p>2050年二酸化炭素排出ゼロに向けて区も一層取組を強化するべく、予算の拡充をお願いします。</p>	<p>区は、令和3年3月に、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを表明し、港区環境基本計画において2030年度のCO2排出削減目標を2013年度比▲40%の水準と定め、建築物の低炭素化のほか、全国の自治体との連携や区民・事業者の取組促進など、区の特성에合わせたCO2排出削減の取組を推進しております。</p> <p>今後、同計画に計上した取組を的確に進捗管理していくことと併せ、CO2削減効果が最も期待できる再生可能エネルギーの普及に向けた区民や事業者に対する支援策など、区独自の新たな取組を積極的に展開します。令和4年度においては、区有施設へ再エネ100%の電力を導入するとともに、庁有車の電動化を進めるなど、2050年までの温室効果ガスの排出実質ゼロに向けて取組を強化してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
37	<p>9 みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所の改築時には作業班の拡大をし、職員が作業に影響がないようにすべき（新規）</p> <p>中継所を確保できない場合は、ふれあい指導班や訪問収集班の赤坂・青山・六本木・麻布など、今までここで活動拠点としていたのが、すべて港南の清掃事務所が拠点になり、ごみの回収に支障をきたさないために、機動力を活かせる臨時的な班を設置してください。</p>	No.35と同じ
38	<p>10 電気自動車充電器設置助成の拡充を（新規）</p> <p>電気自動車の充電器設置助成は事業開始から10年間で8件しか活用されていません。マンション住民世帯が大半を占めていることから、国や東京都の助成制度と併用できるよう区民が使いやすくなる制度へ改善し、見合った予算を求めます。</p>	<p>区では現在、戸建住宅及び集合住宅への充電器設置費の一部を助成しております。今後は、助成制度がこれまで以上に活用されるよう、国や東京都の助成制度との併用について検討するとともに、集合住宅での設置事例を紹介するなど、充電器の設置を促進してまいります。</p>
-	<p>4 民生費</p>	
-	<p>1 地域の力を活用した「港区子ども家庭総合支援センター」に（拡充）</p>	
39	<p>1 令和3年4月に開設した「港区子ども家庭総合支援センター」に対しては、例えば大変な思いをしている母子生活支援施設の母子に対し、支援させて欲しいという地域の申し出を多々いただいています。</p> <p>区の児童相談所と、グリーンケアの専門員がいるNPO等との連携等、また児童養護施設の子供たちに対する民間での支援活動等との連携について、検討をお願い致します。</p>	<p>グリーンケアについては、児童相談所でも職員が対応していますが、必要に応じ、NPOや医療機関等との連携を行ってまいります。児童養護施設に措置している児童についても、施設と協力しながら個別にケアを行ってまいります。</p>
40	<p>2 また、「地域カフェ」については、名前の通り、地域の世代間交流などが生まれるように、地域の皆さんにとっての利用しやすさを一番に考え、運用を再検討してください。この地域カフェは、当初から施設利用が想定されている方々や団体以外の層に向けても、カフェという間口の広さを活用して、広く地域や社会に、社会的養護や子供たちを取り巻く環境について、興味と理解を深めていただくための装置として機能するはずでした。利用者を登録制とし、限定してしまう現在の方式は、ただの施設内カフェであって、「地域カフェ」ではありません。地域カフェの名前の通り、地域や区内のさまざまな方々を、支援者として引き込むための工夫と活用をお願いします。</p>	<p>子ども家庭支援センターのカフェは、親子ふれあいひろばを利用する親子のほか、地域の方、在勤の方、学生などにもご利用いただいております。</p> <p>カフェは、子育て支援活動に携わるきっかけの場であること、また、親子ふれあいひろばは、4歳未満の子どもと保護者が利用することから、皆さんに安心してご利用いただけるよう、登録をお願いしております。</p> <p>今後とも、子育て世代、地域の方など幅広い方々が利用しやすく、気軽に利用していただけるよう努めてまいります。</p>
41	<p>2 保育園のお昼寝の廃止と情報共有を（拡充）</p> <p>保育園の3歳児以上のお昼寝について、区からは個別に対応している、強制とならないようにしている、としますが実際には未だ眠たくないにも関わらず、お昼寝することを強制されている子供たちがいます。</p> <p>また、毎年お昼寝の取組状況調査を行っているということですが、実際の保育にどう反映されているのか疑問です。</p> <p>調査結果や保護者からの要望を踏まえ、再検討してください。</p>	<p>お昼寝は、子どもの発達や発育を支える上で適度な休息をとる時間であることから、年齢や時期に応じて睡眠時間を調整するとともに、子どもの生活リズムや在園時間を踏まえ、個別に対応しております。毎年度実施しているお昼寝の取組状況調査を通じて各園の状況を把握するとともに、集計結果を共有してまいります。引き続き各園には、お昼寝が強制とならない様、子どもの健康状態や保護者との相談のもとで適切に対応するよう伝えてまいります。</p>
42	<p>3 こども園の拡大を（拡充）</p> <p>港区では、区内の各地区にこども園を拡大していくことを発表され、大変ありがたく思っています。</p> <p>今年度、大規模アンケートを実施するとしており、調査結果を的確に分析できるよう迅速に公表していただけるよう求めます。</p> <p>共働き世帯が当たり前となり、乳幼児教育の重要性がますます高まる中で、こども園の拡大は当然の時代のニーズであり、港区でも着実に計画を実施していただきたいと思います。</p>	<p>認定こども園は、保護者の就労状況が変わっても同一園に在園し続けることができるという点において、働き方の更なる多様化が進んでいるこの時代の中で、幼稚園や保育園とは異なる独自のメリットを備えた施設です。</p> <p>就学前人口の今後の動向や、幼稚園、保育園等の入園申込み状況等を分析するとともに、コロナ禍を踏まえた保護者の認定こども園に対するニーズをアンケート調査を通じて把握した上で、整備地域や定員設定等について慎重に見極めながら、各地区一園の整備を進めてまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
43	<p>4 介護保険法内の施設建設に「民設民営」手法は、妥当かどうか再検討すべき（継続）</p> <p>指定管理者制度のように、5年に1度は議会チェックが入ったり、利用者の声を反映させるために区から指導力が発揮できたりする制度と違い、一度、協定書を結んだら、50年間、ほぼノーチェックです。区として報告を受けるにせよ、こちらから利用者の声を受けての指導ができません。また、50年先を見通して、最初に協定書の中に、必要事項を盛り込んでいくというのはほぼ不可能です。区の費用が軽微で済むと言っても、高額の区の土地を50年、ほぼ無償で借りられるということになるので、費用対効果で考えても区にメリットは低く、そもそもこういう施設をコスト面だけで考えるのは無責任です。今後、高齢者福祉関連の施設を、民設民営で作ることについては、考え直すべきだと考えます。少なくとも、協定書の中に、あまりにも区の方向性とずれてきた場合には、契約解除ができるような条項を盛り込むべきです。</p>	<p>介護保険制度に基づく高齢者福祉施設の整備手法は、財政的負担、提供する介護サービスの質の確保、施設整備までの期間など、様々な観点から比較検証の上、決定しております。民設民営による施設整備では、事業者が自ら運営する施設に設計段階から関わることで、専門的なノウハウを十分に発揮した良質な施設サービスの提供が可能となります。また、事業者が建設経費や経年に伴う大規模修繕費用等も含め運営費用を負担するとともに、運営期間全体を通して、長期的な視点に立った事業計画に基づき運営を行うことで、効率的な施設運営が期待できます。今後も、高齢者福祉施設の整備に当たっては、区民の貴重な財産である区有地を最大限有効活用できるよう努めてまいります。なお、協定書については、区の方向性と差異が生じないよう、サービス水準の向上について追加するなど工夫してまいります。</p>
44	<p>5 元気な高齢者への支援の充実を（継続）</p> <p>介護認定を受けていない比較的高齢者への支援の充実をお願いします。例えば一定以上の年齢になると元気で夜間だけおむつを使用する人もいます。介護認定を受けていればおむつ支給サービスがあります。では介護認定を取ればいいのかというと要介護だと参加できない運動教室もありますし、介護認定を取らずに頑張りたいという高齢者のプライドもあつたりします。介護認定を受けていなくても実情に合わせた支援が受けられたり、介護認定を受けずに元気で頑張っている高齢者が良かったと思えるサービスの充実をお願いします。</p>	<p>区では、高齢者が要介護状態になることなく、いつまでも地域において健康でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援しております。高齢者福祉サービスとしては、介護保険制度の介護サービス以外で、区独自のサービスとして、在宅サービスを支えるための訪問電話や配食サービス、救急通報システムなどのサービスを提供しております。また、特に介護が必要な方に対しては、紙おむつの給付や寝具乾燥等消毒、福祉キャブなどの事業を実施しております。令和4年度は、高齢者が元気でいきいきと暮らし続けられるよう、これまでの介護予防事業と合わせ、場所や時間を選ばず介護予防に取り組むことができる新たな取組を実施いたします。今後も、生活環境の変化や多様化する高齢者のニーズに対応した在宅生活の支援の充実に努めてまいります。</p>
45	<p>6 障害者介護に従事する方への支援充実を（継続）</p> <p>介護の仕事に従事する人への支援策として、初任者研修、実務者研修の受講費用や介護福祉士資格の取得を助成していますが、対象は高齢者向け事業所のみです。同じ資格が必要でも障害者自立支援法に基づく介護サービスだけを提供している訪問介護事業所は外されています。障害者介護に従事する方へも高齢者介護と同様に助成をお願いします。</p>	<p>区は、障害者のみを対象として障害福祉サービスを提供している区内の事業所（3事業所）へ聞き取りを行いました。その結果、従業者が初任者研修の資格取得のために費用を負担している、重度訪問介護従業者養成研修の費用を負担している、資格取得済みの職員のみを採用しているなど、事業所の状況に応じて様々に対応している実態を把握いたしました。今後、初任者研修や実務者研修の費用助成の必要性を検討するとともに、現在実施しているたんの吸引、同行援護や行動援護の専門的な介護技術の向上を目的とした研修費用助成の活用を促すなど、障害者介護の従事者を支援してまいります。</p>
46	<p>7 港区として、「認知症フレンドリーシティ」を宣言すべき（継続）</p> <p>福岡市や町田市などのように、「認知症フレンドリーシティ」と宣言した上で、さらに一歩踏み込んだ認知症関連の施策づくりをするべきです。具体的には、街の組織や企業などに向けたガイドラインの作成や、民間と協力の認知症やその家族の方が集まりやすいカフェの設置拡大などが考えられます。</p>	<p>高齢人口の増加に伴い、認知症の人数の増加が見込まれております。令和元年度の「港区保健基礎調査」でも、区内在住の65歳以上の人のうち、ご本人又はご家族に認知症の症状がある人が約1割となっており、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう取り組むことが必要です。区では、交流の場や認知症専門医などに相談できる場として、みんなとオレンジカフェ等の開催や認知症について理解や知識をもつ認知症サポーターの養成に、積極的に取り組んでおります。国が「認知症施策推進大綱」において掲げている、認知症があってもなくても自分らしく暮らし続けられる「共生」の考え方を踏まえつつ、今後も、認知症カフェの開催や認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症に関するパンフレットや講座等を活用した認知症への理解促進や令和3年10月に開始した「みなと認知症サポート店」認定事業の実施等、区内事業者の協力も得て、認知症の人にやさしい地域づくりの促進に取り組んでまいります。</p>
-	<p>8 障がい者の就労支援の強化を（継続）</p>	

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
47	<p>1 知的障害や精神障害者など、コミュニケーションや働き方への配慮が重要な人達がやりがいを持って働ける環境をつくるためには、雇う側が、時間と努力の積み重ねによって、他の従業員を巻き込んで職場の環境を作っていく事が重要だと考えられます。障害の特性や度合いを理解し、職場で一緒に働く時の注意点を理解した上で、さらに職場で障害者が長く働き続けられるようにフォローする、専門のジョブコーチの重要性も痛感します。区の障がい者の就労の定着に重要なジョブコーチの設置の増員が必要です。「みなと障害者福祉事業団」の支援強化もお願いします。</p>	<p>みなと障害者福祉事業団に委託して運営している港区就労支援センターのジョブコーチは現在5人体制で、主に就労時の労働契約に係る支援、職場訪問などの職場定着支援、家族や職場の同僚との対人関係に関する相談・助言などを行う生活支援を行うことで、障害者が安心して働き続けられるための支援を行っております。支援対象者数や相談対応件数等を考慮しながら、適正な人員体制について検討してまいります。</p> <p>また、区はみなと障がい者福祉事業団に対し、事業団の安定した財政基盤の構築と組織運営の中核を担える固有職員の更なる人材育成に向けた取組を支援するため、引き続き区職員を派遣いたします。</p>
48	<p>2 区は、不燃ごみや粗大ごみから回収した電化製品のコードやケーブルを、銅線とビニールに分ける作業を障害者就労支援施設に委託し、障害者の就労支援と効果的なりサイクルを両立させる仕組みを進め、実績を年々増加させています。定着してきた電線剥離事業へのさらなる支援をお願いいたします。</p> <p>また、現在、電線剥離事業の作業場所はヒューマンプラザの地下1階でみなと工房が作業していますが、以前ごみの集積所だった事もあり、狭くて換気の状態も悪い状況です。人数の拡大もはかりたいと要望もあり、作業所も広くて換気の良い場所へ移動してください。</p>	<p>区は、障害者の就労を支援するため、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団へのコード類剥離業務委託を平成30年度より開始し、令和2年度からは使用済み携帯電話から基盤を取り出す業務を開始いたしました。コード類から取り出す銅線の量は年々増加しており、資源の有効活用に貢献いただいています。令和4年度からは、新たに、金属類を含むプラスチックのおもちゃから金属製基盤や電池を取り出し、プラスチックと分けて資源化する業務の委託を開始いたします。今後も障害者就労支援施設に委託が可能な業務について、継続的に検討してまいります。</p> <p>また、現在の作業場所については、空調設備が整っていることや駐車場から電線やケーブルを運びやすいことなど、作業に適した場所として選定しましたが、換気の状態などの就業環境について、改めて調査いたします。新たな作業場所への移動については、調査結果を踏まえ、事業所等と調整してまいります。</p>
49	<p>9 それぞれの障がい特性に応じた永住的な住居の整備を（新規）</p> <p>2018年の厚生労働省の白書によると、人口の7.4%、936万6千人の障がい者がいて、その内の施設入所希望者の1割しか入所出来ていないという事です。</p> <p>知的、精神、身体障がい者の永住的な住居の確保は重点課題です。親なき後の障がい者は既に高齢障がい者であり、介護を伴う生活も考えられます。そんな中、特に精神障がい者は、現在通過型のグループホーム（サテライト型）で、3年程で別の住居を探す事になります。精神状況が不安定な時は、自力で住居を探す事が困難な場合も考えられます。まして高齢障がい者となつては、探せなくなる事もあると考えます。</p> <p>今後もニーズが高まる障がい特性に応じた住居の確保が必要です。</p>	<p>区内には、現在、知的障害者及び精神障害者グループホームが、本年6月、高輪一丁目に開設された民設のグループホームを含め、12施設80戸設置しております。今後も、区は、3施設16戸の新たなグループホームの整備を計画しております。</p> <p>また、今後、障害者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、日中の時間帯も含め施設内で、常駐するスタッフによる障害の状況や体調に応じたサービスを受けながら生活できる、日中サービス支援型グループホームの必要性について、検討してまいります。</p> <p>引き続き、全ての障害者が住み慣れた地域で生涯にわたり安心して生活できるよう、障害特性に応じた住居等の確保に取り組んでまいります。</p>
50	<p>10 知的障がい者の入所施設等の設置を（新規）</p> <p>知的障がい者の親の会からは、重度知的障がい者入所施設の設置を毎年要望しています。国が認めた大型グループホームについて、今まで区内のグループホームの入所に至らなかった重度知的障がい者の入所希望と、入所施設と同じ日中支援や夜間の医療ケアを備えてほしいとの事です。又、入所施設に在籍する愛の手帳3度の知的障がい者に対して、親なき後を考えて、重度と同じ医療体制を要望されているので、検討するための予算化が必要です。</p>	<p>国が示す新たな類型である日中サービス支援型グループホームは、日中の時間帯も含め施設内で、常駐するスタッフによる障害の状況や体調に応じたサービスを受けながら生活できることから、施設入所に近いものであり、障害のある方の重度化・高齢化、親なき後の支援に期待できるものと考えられます。</p> <p>区は、現在、先行事例の調査・研究により支援体制などの実態把握に取り組み、日中サービス支援型グループホームの必要性について検討を進めております。</p> <p>また、愛の手帳3度の知的障害者に対する心身障害者医療費助成（マル障）については、対象者の考え方を制度設計者である東京都に確認したところ、「マル障の対象は、所得税法の特別障害者控除の対象要件や医療費の実態を踏まえ、知的障害者については愛の手帳1・2度を対象としており、愛の手帳3度への対象拡大は考えていない」との回答を得ております。見直しについては、東京都が財源措置も含め対応すべきものと考えますが、ご要望については伝えてまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
51	<p>11 ひとり暮らし高齢者の見守り強化を（継続）</p> <p>高齢者のひとり暮らしの方は、もしもの事があった時、孤独死につながる危険があります。ひとり暮らしでも、安心の備えとして、自治体による支援、サービスは非常に重要であると考えます。区では緊急通報システムの設置等で、取組を強化しています。さらなる、ひとり暮らし高齢者の見守り強化をお願い致します。</p>	<p>区はこれまでも、ひとり暮らし高齢者等を対象に、救急通報システムや訪問電話、配食サービスなどの見守り事業を実施するとともに、区に11名いるふれあい相談員が、介護保険や区のサービスの利用がなく、区とつながりが薄いひとり暮らし高齢者等を積極的に訪問し、生活実態に即した支援につなげております。また、高齢者の地域での見守り体制を強化するため、電気などのライフライン事業者や、日頃から戸別訪問している港区新聞販売同業組合などの事業者と、高齢者の異変を発見した際、速やかに区に通報し、必要な支援につなげる高齢者の見守りに関する協定を締結しております。今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り体制の充実に努めてまいります。</p>
52	<p>12 障害者就労支援施設の拡大と家賃助成を（継続）</p> <p>精神障害者就労施設のみなど工房は現在20名体制で就労支援を行っています。しかし、現在46名の就労希望の登録者がおり、本来は作業所の拡大が必要です。また、障害者就労支援施設の家賃助成をお願いいたします。</p>	<p>港区は不動産賃貸料が高く、民間の障害者就労支援施設が新たに広いスペースの作業所を確保することは容易ではないことは把握しておりますが、家賃助成については、区の施策の公平性の観点から現状において実施は難しいものと考えております。今後も、障害者就労支援施設からの運営面や販路拡大などの相談に対して、丁寧に対応し、支援してまいります。</p>
53	<p>13 移動支援の拡充を（継続）</p> <p>女性が働きながら子育てをするのが当たり前の時代となり、それは子供に障害があっても同様です。特に、子供に障害がある場合、子育てに一層のお金がかかることや、母親の自尊心が下がらないようにサポートし、孤独な子育てに陥らないようにする意味でも、働き続けることをサポートすることは重要です。特に、母親が仕事を続けながら、子供に「療育」を受けさせる権利を守るために、移動支援の拡充が必要ですが、人員が足りないなどの理由から、必要分を全く供給できていません。学生の力を借りたり、何かしらの工夫をすることで、「移動支援」の拡充を行っていただきたいと要望します。</p>	<p>移動支援については、障害児の状態や保護者の就労状況などを総合的に考慮しながら、支給量などを決定しております。事業所の人材不足などの課題もありますが、引き続き、障害児本人だけでなく家庭状況についても丁寧に聴き取りを行い、障害児や家族に寄り添い、きめ細かく支援してまいります。</p> <p>また、区は障害児通所支援事業所を利用する児童の保護者に対し、令和3年7月にアンケート調査を実施いたしました。その結果、長時間のサービス提供や送迎のニーズが高いことが確認できました。現在、障害児通所支援事業所の新規開設を希望する法人から相談を寄せられた際は、長時間のサービス提供と送迎のニーズが高いことを説明し、送迎サービスの実施を勧めております。</p> <p>今後も引き続き、移動支援や障害児通所支援事業所の長時間のサービスや送迎を利用いただくことで、障害児の家族の就労を支援してまいります。</p>
54	<p>14 未就学人口の見通しの分析と、区独自の少子化対策を（新規）</p> <p>港区の「人口推計」の中でも、予測とずれていると思われる未就学児人口の減少傾向について、一度きちんと分析し、対策をとった方が良いです。コロナの影響で、23区から東京近郊へ、30代、40代の子育て層が移住するなどの顕著な動きも見られます。でも、それ以上に、全国的に、コロナ禍で婚姻数や出生数が大幅減となっていて、このまま進むと、少子化が一時的な想定より、一気に10年前倒しで進むことになりかねない、と言われるくらい危機的な状況になっています。そして、そもそも、港区では、新型コロナウイルス感染拡大が始まる前に、2018年から、区の「人口推計」に反して、0歳児の人口減少が始まっているということです。コロナ以外に、理由があるはずですが。0歳児の人口は、2017年の3047人をピークに下がり続け、2021年には2597人まで下がっています。出生率は、2016年の1.45をピークに年々下がり続け、2019年で1.35となっています。若い世代が安心して、子供を産み育てられる環境を、これまでよりはるかに充実したものにしていかなければ、子供人口が増える要素がないので、港区として、独自の少子化対策を打っていただきたい。</p>	<p>令和2年の区の合計特殊出生率は、速報値となりますが、1.34で前年から0.01ポイント下がり、全国値と同率でした。</p> <p>これは、出生数の減少に伴うものですが、出生数減少の一因と考えられる婚姻数の減少も、令和2年も続き、令和元年と比べると、223件少ない1,955件でした。</p> <p>引き続き、合計特殊出生率など各指標の減少傾向の詳細な原因分析を行うとともに、「子育てするなら港区」と評価され、出生率が向上するように、結婚・出産・子育てと続く切れ目のない支援策を検討してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
55	<p>15 小規模保育の支援、3歳児以上は園庭付き“こども園”に整理を（新規）</p> <p>今年7月に区内の小規模保育事業者たちから港区に当てて「地域の保育需要を満たし、持続可能な小規模認可保育園」を事業運営するための提案が出されています。その中で、「区立認可保育園の3歳児以降の定員増加分がなく、3歳児クラス進級時に受け入れ先がないのではという不安により、多くの園児が2歳児に卒園を待たずに認可園に転園してしまう」「外遊び場の不足」「小規模認可園の認知度が低い」「稼働率低下により選ばれる園づくりをするための投資ができない」ことなどが大きな課題として挙げられています。保育の質を低下させることなく、また乳幼児にとって安心できる小規模の保育環境を維持していくために、区としても対応していただきたいです。</p> <p>また、女性が働きながら子育てしやすい環境をきちんと整備するために、幼稚園と保育園の垣根をなくし、双方を“こども園”に近づけていくことが重要です。</p> <p>また、園庭付きの区立保育園などは、運動できる場所が必要な3歳児以上の行き先としてできるだけ確保し、小規模保育園でできるだけ0歳児を中心とした乳幼児を預かるなど、ニーズに合わせた整理を目指していただきたいです。</p>	<p>小規模保育事業所は、特に待機児童の多かったゼロ歳児から2歳児までの定員確保策として誘致を行ってまいりましたが、平成31年4月の待機児童ゼロ達成以降は、私立認可保育園と比較しても定員に対する空きが顕著となっています。</p> <p>このため、各小規模保育事業者とのヒアリング結果も踏まえ、区立認可保育園等を卒園後の受入れ先となる連携施設として設定するため、令和4年度保育定員から、区立認可保育園の定員調整を始めました。</p> <p>また、小規模保育事業所には、低年齢の期間を少人数のより家庭に近い環境で保育することができるという独自の魅力があるため、区としても事業者と協働して魅力の発信に努めてまいります。</p> <p>園児の外遊び場の不足については、小規模保育事業所だけでなく、認可保育園も含めた保育施設全体に関係する大きな課題であることから、現在、区は様々な手法での外遊び場の確保策を検討しております。</p> <p>認定こども園については、就学前人口の今後の動向や、幼稚園、保育園等の入園申込み状況等を分析するとともに、コロナ禍を踏まえた保護者の認定こども園に対するニーズをアンケート調査を通じて把握した上で、整備地域や定員設定等について慎重に見極めながら、各地区一園の整備を進めてまいります。</p> <p>園庭の有無により受け入れる年齢を区分することはしておりませんが、園児の外遊び場の確保に積極的に取り組み、全ての年齢の子どもに質の高い保育を提供できるよう努めてまいります。</p>
56	<p>16 ひとり親ホームヘルプサービスは中学卒業までに対象拡大を（新規）</p> <p>中学生のヤングケアラーは、統計では16人に1人と言われています。ひとり親ホームヘルプサービスは、現在、小学校6年生までとなっていますが、せめて中学生まで拡大してください。</p>	<p>港区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業は、ひとり親家庭が地域の中で自立し、安心して子育てができるよう、日常生活における家事、育児で一時的にお困りのときにホームヘルパー、ベビーシッターを派遣する事業で、小学生以下の児童のいるひとり親家庭を利用対象としております。</p> <p>区は、これまでも、港区要保護児童対策地域協議会の関係機関と情報を共有しながら、ひとり親家庭に限らず成育環境に課題のある家庭を直接訪問し、家族や兄弟の世話を任されている子どもを早期に発見し、適切な支援につなげております。</p> <p>18歳未満の子どもが家庭の介護や世話に追われる生活が常態となっているいわゆるヤングケアラーについては、子どもの権利の擁護を最優先に、関係機関をはじめ地域で、子どもの様子にいち早く気づき、実態を把握し、支援する体制を更に強化してまいります。</p> <p>今後とも、ひとり親家庭の状況に応じた適切な支援が提供できるよう、個々の課題に丁寧に寄り添いながら、その課題解決に向けた検討を進めてまいります。</p>
57	<p>17 コロナ禍で生活困窮しているひとり親世帯に現金給付を（新規）</p> <p>NP0法人みなと子ども食堂の緊急アンケートによると、フードパントリーを利用している124世帯のうちコロナの影響に直面している世帯が96%で、具体的にはエアコンを我慢したり、食事回数を減らしているそうです。エンジョイセレクト事業以外に、現物給付も含めてさらなる支援の拡大が必要です。</p>	<p>令和3年度は、港区低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給しております。また子育て世帯への臨時特別給付金を支給してまいります。</p> <p>今後も家計が急変した世帯に対し広報みなと、区ホームページ、SNSやメール配信などでご案内し、申請の勧奨をしております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が区民生活に及ぼす影響を注視しながら、真に困窮している世帯に適切に支援が届くよう努めてまいります。</p>
58	<p>18 高校卒業まで医療費助成の拡大を（新規）</p> <p>コロナ禍で多くの過程が経済的にも影響を受けていて、中でも高校はお金がかかる年代でもある事から、港区でも子供医療費助成を拡大してください。</p>	<p>現在のところ、区単独で区独自財源で助成対象を拡大することは予定しておりませんが、今後も様々な施策を通じて、総合的な子育て支援に努めるとともに、引き続き国や東京都、他区の動向を注視してまいります。</p>
-	<p>19 生理ナプキン配布については来年度以降も継続を（新規）</p>	

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
59	1 生理の貧困を支援するためにナプキン配布を区は行っていますが、当初より利用人数は減少しているものの、まだ必要としている世帯があります。必要としている人がいる限り、ナプキン配布は継続支援をしてください。	区は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済的に困窮し、生理用品の調達が困難な女性を対象に、令和3年3月から、区有施設の窓口で生理用品を配付しております。また、令和3年7月からは、エンジョイ・セレクト事業のカatalogに生理用品を加え、必要とする方にお届けをしております。今後は、配付実績等を踏まえ、施設での継続配付について、検討してまいります。
60	2 また、区内のDV支援団体や子供支援活動団体などにも、ナプキン配布を拡大してください。	区内のDV支援団体や子供支援活動団体への配付は現在行っておりませんが、区では、ひとり親家庭の支援やDVや離婚等の家庭相談を行っている子ども家庭総合支援センター、男女平等参画センター及び各子ども中高生プラザ等の窓口で生理用品を配付することにより、子どもや女性を支援しております。
61	20 すべての世代が病気やケガをしたときに受けられる多様なサービスの展開を（新規）  社会福祉協議会でもなく、シルバー人材センターのサービスでもなく、急病やケガになって入院できない場合は、安心してすぐに生活介助が受けられる制度を作りたいです。	区は、各地区総合支所や保健所などの窓口で困りごとの相談を受け、医療機関や在宅療養相談窓口、子ども家庭支援センター等関係機関と連携し、個々の状況に応じて、民間が行っている有償の事業も含めた必要なサービスにつなげております。今年8月には、各部門の連携をさらに強化する福祉総合窓口を設置いたします。関係機関との連携を、よりスムーズに、より緊密に行うことで、より迅速に対応できるよう準備を進めてまいります。
62	21 DV被害者等の支援の拡充を（新規）  区内のDV被害者等の支援を行っているNPO法人等は、生きづらさを感じている女性や不安や苦しみをかかえて居場所のない方を対象として、専門員と一緒に考える電話相談事業、配偶者等からDV等を受けている方が逃れて生活するステップハウスの運営、しゃべり場、手作り工房、サポートグループ等を運営しています。このようなNPO法人等と区が連携を取り、支援する事で個人情報保護の観点からも協力体制が構築できているとの事です。引き続き、民間のNPO団体への支援の拡充をお願いします。	区では、DV被害者の安全で安心できる生活環境を確保し、生活の再建を図ることができるよう、配偶者等からの暴力を受けた被害者専用のシェルター等を運営し、DV被害者の支援活動を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を「DV被害者支援活動補助金」として補助しております。現在一団体に対して補助を行っていますが、さらに区内で活動する他の団体があれば積極的に連携を図り、DV被害者の安全で安心できる生活環境が拡充できるように取り組んでまいります。
63	22 独自の子育て手当を（新規）  政府は児童手当に世帯主が年収1200万円以上の世帯に対する児童手当を廃止することを決定しました。今回の改正により、児童手当が支給されなくなる世帯は港区において大変多く、区民に大きな影響を与えます。この改正は、片親の年収が1200万円より高い世帯は支給されず、両親ともに1200万円を超えないが世帯年収としては高い世帯は支給がされるなど公平さを欠いています。子どもや家族のために頑張っている世帯を見放すことなく、誰もが安心して子育てできるよう区として年収に関わらず金銭的な支援をするための予算を求めます。	児童手当の見直しにつきましては、国において令和4年10月から改正を予定しており、港区といたしましても、国の動向を注視してまいります。
64	23 青少年支援として港区内にユースクリニック等の設置を（新規）  AYA世代15歳から30歳代は、気軽に身体のことや性のことを相談する場所がないため、ワンコインで気軽に悩み等を相談できる場所の設置が必要です。	区は、青少年向けに思春期の悩みに寄り添えるよう、匿名で相談できるメールや電話相談を実施しております。思春期の子どもから、学校や家庭、友人関係についての話を聞く中で、身体の発育や性の悩み、心の相談などがあった場合には、臨床心理士や保健師、みなと保健所の精神科医が、子どもに寄り添いながら専門的な助言や医療機関につなげる支援を行っております。今後も、子どもの様々な悩みを共に考え、思春期の子どもの支援に努めてまいります。
-	5 衛生費	

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
65	<p>1 新型コロナウイルス感染症に関する広報の充実を（拡充）</p> <p>港区独自に感染症対策の専門家からアドバイスをもらっており安心感につながっていますが、保健所が持つ情報を区民に対してわかりやすく広報することに今後も力を入れてください。区民の不安や心配に寄り添いながら、区民が知りたい情報をデータや科学的根拠をもとにわかりやすく情報発信するとともに、より深く考察したい方に向けても、保健所の持つデータをオープンデータとしてしっかり公開していただきたいです。</p>	<p>区は、これまでも、区ホームページで発生届に基づく日々の感染者数の公表や、リーフレットによる家庭内の感染予防の啓発、ワクチン接種後における感染予防の徹底の必要性など、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報を積極的に発信してまいりました。</p> <p>また、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、保育施設では園内での感染リスクが極めて低いと判断した結果や、学校や家庭で取り組む感染対策は有効であり、小学生年齢では重症化の症例はなかった結果など、区民にとって関心の高い区独自の情報を複数回にわたり発信しております。</p> <p>令和3年10月からは、新型コロナウイルス感染症の診断から療養終了までの流れを詳しく説明し、その中で、現在の療養者数（入院中、宿泊療養中、自宅療養中）を報告するようにしております。</p> <p>引き続き、区民にとって必要な情報を分かりやすく、積極的に提供してまいります。</p>
66	<p>2 新型コロナウイルスワクチンの健康被害救済制度の申請への支援を（新規）</p> <p>ワクチン接種により、重大な副反応を受けた疑いある方が申請できる健康被害救済制度ですが、申請に必要となる書類取得には、費用が発生するものもあります。この自己負担について、区が補助をしてください。ワクチン接種は政策的に勧奨された事であり、その接種により引き起こされたと思われる副反応について、救済制度を利用すべき区民の方々が、自己負担なく申請手続きを行えるように、港区も支援体制を整えるべきと考えます。</p> <p>例えば、申請必要書類に戸籍謄本や住民票があります。手続きの時期がいつであっても、この取得の手数料は無料にすべきです。また、医療機関で取得が必要となる、診断書等の作成費用相当分についても、補助をすべきです。</p>	<p>医療機関からの証明取得にかかる費用は、予防接種健康被害救済制度で医療費とは別に支給される月額35,000円または37,000円の医療手当に含まれており、証明取得費用の助成は予定しておりません。</p> <p>なお、救済制度の遺族年金等請求時に必要な住民票及び戸籍記載事項証明（戸籍謄本）については、従前より年金請求用として手数料は無料となっております。</p>
67	<p>3 地域猫活動の定義の徹底と動物愛護管理職員の設置を（継続）</p> <p>地域において猫に餌をあげる事に対して、残飯によって汚れる等、住民からの苦情もあり、愛護派と反対派の意見が分かれている所です。地域猫活動の定義が周知されていないため、猫の餌をあげる事、去勢手術等内容を区民が理解する事で、近隣とのトラブルも防げるのではないかと考えます。</p> <p>今後、猫のエサやりについての誤解がないように、地域猫活動の定義の区民への周知の徹底を宜しくお願い致します。</p> <p>また、改正愛護法三十七条三では、動物愛護管理職員について、都道府県では義務規定、特別区を含む自治体には設置努力となっております。自治体の職員かつ獣医師である事になっていません。専門の職員が必要と要望があがっています。みなと保健所に動物愛護管理職員の設置を要望します。</p>	<p>区では、地域猫活動の考え方について、広報みなとや、区ホームページ、リーフレット等や区内掲示板へのポスター掲示、動物愛護週間に合わせたパネル展の実施、ボランティアや地域住民を対象に「まちの猫セミナー」を開催するなど啓発を進めております。地域猫活動が行われている地域では、新たに作成した四か国語のマナープレートも活用しボランティアとともに地域の住民に直接説明を行うなど、理解が深まるよう取り組んでおります。また、地域猫活動中であることを示す地域猫活動支援バッグや清掃袋・清掃スコップ、ツイッターなど新たな情報発信ツールの活用、区職員向けの地域猫活動研修会の実施などにより、区の地域猫活動支援体制の充実を図っております。今後もボランティアと地域の方々との相互理解が更に進み、地域猫活動が推進されるよう、周知・啓発・支援を進めてまいります。</p> <p>改正された動物の愛護及び管理に関する法律で規定される動物愛護管理担当職員については、特別区では獣医職の採用区分がないため、ただちに設置することは困難ですが、動物愛護担当職員のレベルアップをはかるとともに、東京都の動物愛護管理担当職員との連携を更に深め、動物愛護管理行政を推進してまいります。</p>
68	<p>4 コロナ禍の自殺対策のさらなる支援を（新規）</p> <p>全国の自殺の傾向として、全体の自殺者数は男性が多いなどの傾向の報告があります。既に第5波が減少傾向にある中でもさらに雇用の格差は開いており、非正規雇用者やひとり親家庭などの弱者にしわ寄せが広がっています。コロナ禍以降も、区として自殺対策は必須であり、悩みに寄り添った支援体制が必要です。区の自殺対策への支援拡充をお願いします。</p>	<p>区では自殺対策推進計画に基づき自殺対策を推進しております。令和2年度にはコロナ禍で不安を抱える方に寄り添った支援体制を整えるため、急遽新型コロナこころのサポートダイヤルを立ち上げ現在も継続しています。</p> <p>自殺で亡くなる前に何らかの相談機関を訪れていた人は70%というデータもあり、職員や対人援助を行う関係機関が命の門番として区民に対応することができるようゲートキーパー研修を行っております。今後は対象を広げ、リーダーとなり得る区民にも研修を行う予定としています。また孤立感や疎外感を解消できるよう、様々な媒体を通じて悩みに応じた相談機関の周知を強化しております。今後も支援体制の整備も含め自殺対策を推進してまいります。</p>



令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
69	<p>5 抗原検査キットの購入支援を（新規）</p> <p>職務上、人との接触が避けられない教職員や高齢者施設等で働く職員、訪問看護、訪問リハビリ、訪問マッサージなどに従事する方が体調に違和感があった際、直ちに手軽に新型コロナウイルス検査ができるよう、抗原検査キットの購入支援をしてください。</p>	<p>症状がある場合は医療機関を受診することが原則であり、医師が検査を必要と判断した場合には検査費用に係る自己負担が免除となります。</p> <p>また、現在、感染拡大傾向にあることから、東京都において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方を対象としたPCR検査等を無料で実施しております。</p> <p>こうしたことから、職員等に対する抗原検査キットの購入支援については予定しておりません。</p>
70	<p>6 妊婦健診の充実を（新規）</p> <p>港区は出産数の約半数が35歳以上の高齢出産となっています。高齢出産は通常と比較しリスクが高いことから現在の妊婦健診助成14回を超えて受診するよう医療機関から求められるケースは多くあります。</p> <p>また、港区の出産できる医療機関は数が限られており、区内で出産するには選択肢が限られています。そのため、妊婦健診助成を超えて数十万円もの自己負担をしないでほしい人も少なくありません。</p> <p>港区の特性をカバーするため、妊婦健診のさらなる予算を求めます。</p>	<p>区は、国の定める基準と東京都の統一ルールに基づき、合計14回の妊婦健診費用の一部助成を行っております。晩婚化、不妊治療の進展等により高齢出産は年々増加しており、港区における35歳以上の出産数は、出生数全体の約半数を占めております。</p> <p>日本産科婦人科学会は、現時点において、高齢妊婦に対する妊婦健診の回数増を特別に推奨してはならず、区独自に妊婦健診の助成費用を拡充する予定はありませんが、高齢出産の妊婦が安心して生み育てられる環境を確保するため、国や東京都、学会等の動向を注視してまいります。</p>
71	<p>7 子宮外妊娠を含む流産への支援を（新規）</p> <p>子宮外妊娠を含む流産は、手術を受ける場合も多く、保険適応となりますがそれでも自己負担が多くかかる現実があります。</p> <p>流産をした家族は喪失感や、周りの出産した人と比較し出産できなかった悲しみと同時に区から費用助成もなく、地域から取り残された孤独感に苛まれます。</p> <p>子宮外妊娠を含む流産をした家庭へ支援をするための予算を求めます。</p>	<p>区では、子宮外妊娠も含む流産を経験した女性等に対し、保健師による相談や助産師相談窓口において、つらい気持ちの受けとめのほか、必要な方にはグリーフケアを行うNPO等の支援につなげております。また、母子保健指導者養成研修等を活用して、相談に応じる職員の人材育成や技術向上を図り、相談体制の強化に努めております。</p>
72	<p>8 陰性証明の取得費用助成を（新規）</p> <p>Covid-19の影響で、PCR検査や陰性証明を社会から求められることが多くなりました。社会活動を再開しこれまでの落ち込みを取り戻していくために、社会から求められる証明書を区民は自費で取得しなくてはなりません。</p> <p>区内の経済活動を活性化させるためにも社会から求められる証明書については取得費用を助成するための予算を求めます。</p>	<p>現在、区では、PCR検査等の検査証明書の取得にかかる費用助成は実施しておりませんが、東京都において、「ワクチン・検査パッケージ」及び飲食、イベント、旅行等の活動に際して必要となるPCR検査等について、無症状者のうち健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方を対象とした検査を無料化する取組を、令和3年12月23日から令和4年3月31日まで実施しております。</p> <p>その後の対応については、東京都の動きを引き続き注視してまいります。</p>
73	<p>9 おたふく風邪ワクチンの助成を（新規）</p> <p>おたふく風邪に罹患した場合に重篤な合併症が発生します。日本小児科学会によると、毎年子どもを中心に週十万人から数百万人が罹患し5000人ほどが入院していることが報告されています。</p> <p>特別区の中でも過半数以上の区が実施をしている中、港区はおたふく風邪を軽んじていると言わざるを得ません。</p> <p>おたふく風邪ワクチンの助成にかかる予算を求めます。</p>	<p>任意の予防接種の助成については、「港区予防接種事業費用助成の考え方」を定め、重症化・死亡のリスクが高く、接種の効果及び安全性が高いものを対象としております。</p> <p>おたふく風邪ワクチンについては、現在、国の厚生科学審議会において、ワクチンによる無菌性髄膜炎等の副反応の発生状況を踏まえて、単独ワクチン定期接種化に向けた議論が慎重に進められていることから、国の動向を注視してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
74	<p>10 ビックデータを活用し、健康寿命を高める取り組みを行うべき（新規）</p> <p>区では、区民のがんや生活習慣病などの疾病予防のため、がん検診、特定健診など様々な健康診査事業を行っており、健診データなどが蓄積されています。今後は、健康に関するビックデータ等を収集・分析した上で、ソーシャルインパクトボンド等の先進的な好事例を参考にし、がん検診の受診率向上をはじめとした健康寿命を高める取組を行うべきだと考えます。他自治体の取り組みも参考に、調査し、取り組んでください。</p>	<p>区では、区民のがんや生活習慣病などの疾病予防のため、がん検診、特定健診など様々な健康診査事業を行っており、健診データを蓄積しております。これらのデータを分析し、区民の健康状態の実態把握を行い、課題を明確にすることにより、健康寿命の延伸につながる効果的な健康づくり事業を展開することが可能になると考えております。</p> <p>国や東京都のモデル事業等において民間の新たな発想に基づく取組で成果を上げている事例も複数あるため、他自治体の取組の実施状況や課題等について調査研究してまいります。</p>
-	<p>6 産業経済費</p>	
75	<p>1 港区景況調査の設問の工夫を（新規）</p> <p>港区では年に2回区内中小企業の景況調査を行っており、貴重なデータとなっています。直近の調査では、新型コロナ関連で特に望む支援策を聞いていますが、回答は「融資の優遇」「テレワーク導入支援」などから2つを選ぶにとどまっており、たとえば具体的にどう優遇してほしいのか、現状の政策では何が足りないのか、どういう政策がほしいのかをせつかくの回答から読み取ることができません。忙しい中、回答率45%にあたる約880社が答えてくれており、貴重なデータが区の具体的施策につながるよう設問の工夫を要望します。</p>	<p>令和2年度の調査から、新型コロナウイルス感染症関連で特に望む支援策を設問に加え、区の施策検討の参考としてまいりましたが、選択肢が分かりづらい等これまでいただいたご意見も踏まえ、令和3年度第2回（7月～9月）の調査から選択肢を一部修正し、いただいた回答をより区の施策検討に生かすことができるよう工夫しております。</p> <p>今後は、選択された回答だけでなく、選択した理由についても分析し、施策の検討に生かしてまいります。</p>
76	<p>2 企業の終活支援を（新規）</p> <p>コロナ禍の影響に加え、納税猶予の猶予期限の終了や、借入金の返済据え置き期間の終了など、今後はいっそう厳しい状況が区内の多くの中小事業者にとって続きます。企業経営者自ら、事業からの撤退や会社の清算について、弁護士や税理士・社会保険労務士に中小企業診断士などの専門家の支援を受けながら、適切なタイミングで行える支援体制が必要です。また、経営者を頑張らせ過ぎずに、適切な時期に撤退判断を行うことは、関連事業者への影響を少なくすることにも役立ちます。経営者が判断時期を誤り、破産となってしまうと、現状の破産制度では代表者の個人破産もセットになるため、再起がほぼ不可能です。また、労働債権のように、破産手続きの中で優先される債権や、税金などの公租公課のように破産後も支払いが免責されない債権と異なり、関連事業者の売掛金や貸付金や原状回復費用などは、一般債権としてほぼ回収が期待できません。</p> <p>企業への支援として、創業期の支援制度があるように、終活支援についても、従前から行われている事業転換支援やM&amp;A支援に加える形で、専門家や金融機関による廃業支援スキームなどと連携しながらの支援体制の整備が必要です。</p>	<p>区では、区内中小企業が抱える課題や悩みに対し、適切に対応していくための無料の経営相談制度を実施しており、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士が中心となり、経営に関する様々な相談に対応しております。</p> <p>「後継者が全くいない」「M&amp;Aが成立する規模ではない」などの事情で廃業せざるを得ない事業者に対して、丁寧な聞き取りを行い、必要に応じて専門家である弁護士等につなげるなど、適切な支援が受けられるよう経営相談に努めてまいります。</p>
77	<p>3 港区版「起業ファンド」の創設を（継続）</p> <p>区内の起業を支援するための、起業ファンドを創設することを要望します。そのための、調査研究費用を予算化していただくよう要望します。</p>	<p>ファンドの設立や活用には当たっては、出資や投資へのリスク、利益分配の仕組みなど多くの課題があると認識しております。</p> <p>今後も引き続き、商工相談における助言や補助制度などによる創業支援に取り組むとともに、企業巡回や商工相談を通じてファンドに対するニーズの把握に努めてまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
78	<p>4 スタートアップ拠点の整備を（拡充）</p> <p>各地でスタートアップの拠点を整備する動きが活発化しており、港区から隣の渋谷区に事業者が流れるケースも増えています。渋谷区や福岡市等にならない、総合的な支援策やビジョンを早急に発表し、国際都市を核としたスタートアップエコシステムをつくるべきです。札ノ辻の新施設が軸となり、区内の民間施設とも連携をとることで、スタートアップ支援体制の整備を進めてください。</p>	<p>区は、令和2年1月の「スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム」発足時から会員として参画しており、同年6月にコンソーシアム内に設置された「ポストコロナワーキンググループ」にも加わり、東京都や他区におけるスタートアップ支援の動向等について情報収集に努めております。引き続き情報収集に努めるとともに、産業振興センターに設置するコワーキングスペースの利用状況や実態を踏まえ、区独自のスタートアップ支援体制を構築できるよう、産業振興センター指定管理者等と検討を進めてまいります。</p>
-	<p>5 消費者相談体制の拡充を（拡充）</p>	
79	<p>1 2022年度4月1日から予定されている民法の成年年齢引下げにより、未成年取消権が18歳、19歳から失われて、この年代における詐欺被害の急増が懸念されます。急増する消費者相談（相変わらず高齢者の特殊詐欺被害に加え、中高年の国際ロマンス詐欺やマッチングアプリ詐欺も増えています）に対応するべく、消費者相談体制については、専門的なアドバイスができる消費生活相談員の人員増も含めて、消費者センターの機能をさらに充実すべきです。</p>	<p>区では、消費生活相談員が国民生活センター等が実施する研修を積極的に受講し相談スキルの向上を図っているほか、消費生活問題に詳しい弁護士を、事例検討会や特に法律的な知見が必要な相談においてアドバイザーとして活用し、区民からの消費生活相談に適切な対応ができる体制を確保しております。今後もこれらの取組を継続し、常に新しい情報の入手や相談員の能力の向上に努めてまいります。</p>
80	<p>2 オンライン決済やQRコード決済といった電子決済の社会的広がりや、支払い手段の多様化にともない、詐欺や悪質商法の手口も多様化しています。義務教育段階は当然ですが、社会のあらゆる層に向けての、消費者教育の一層の充実も必要です。最新の被害事例やだましの手口が集積されるのは、国民生活センターのPIO-NET情報を中心とした消費者センターの現場です。港区でも実践的な消費者教育が行われるように、消費者センター発の消費者教育の広報にも力を入れてください。</p>	<p>区は、インターネット等による契約や決済手段など、多様かつ新たな消費生活問題に対応していくため、被害を未然に防ぐための意識向上や問題解決に必要な情報の提供や相談内容の傾向を踏まえた講座の開催などを行っております。また、毎年、区立小・中学校の児童・生徒に消費者教育のための教材等を配付しているほか、区内の高校や短大、大学、専門学校に悪質商法への注意等を記載した若者向けのパンフレットを配布し、啓発を行っております。さらに、年3回の「ミナト消費者だより」、年1回の「くらしの豆知識」の発行を通じて、多くの区民に消費者問題への関心を深めてもらうよう努めてまいります。</p>
-	<p>6 虎ノ門を新たなアジアの国際仲裁・ADR拠点に（新規）</p> <p>虎ノ門ヒルズに開業した国際仲裁・ADR審問施設である「日本国際紛争センター・東京（JIDRC）」は、日本だけでなく、アジアの国際仲裁・ADR拠点となることが期待される施設です。これまでは、日本企業が海外との商トラブルに際して、訴訟手続きより安価で短期かつ柔軟な解決が期待できる国際仲裁等を活用しようとしても、例えば仲裁の審問のため、ホテルや会議室を借りて対応をすることが必要となり、多額の費用負担が生じ、またアジアに先行して整備されていた同様の審問専用施設として、シンガポールや韓国ソウルの施設を利用する場合は、これまたコスト負担だけでなく、母国語ではない審問地での代理人を含めた人材確保が難しく、国際仲裁等の手続き活用が進まない実情がありました。JIDRCはホテルなどの民間施設より廉価で、先行するアジアの他施設より先端の設備を備えた施設であるため、一方当事者が日本企業であるだけでなく、双方が日本企業以外の国際紛争でも、中立公正で便利な「仲裁地」として活用されることが期待されています。その場合、海外から当事者やその代理人・仲裁人、証人等の多数の関係者が虎ノ門エリア近くに滞在することになり、浜松町駅の再開発等で海外からの集客増を目指す港区として、この施設の活用は極めて重要です。しかし、国際仲裁という手続き自体が、中小企業にそのメリット等を含めて知られておらず、またコロナ禍でのスタートとなったJIDRC自体の宣伝も、対外的に十分ではありません。アフターコロナ時代には、国をまたいだ企業展開がさらに加速し、区内の中小事業者も外国企業とのビジネストラブルを抱える可能性が増大することが予測されます。国際仲裁の活性化や活用は、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ、区内中小企業の海外展開を促進する環境整備となります。</p>	

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
81	1 区内中小企業者に向けて、国際仲裁という手続きのメリットや活用法についての周知を行うと共に、活用する場合の費用の一部助成等を検討して下さい。	国際仲裁に関する情報収集や区内中小企業におけるニーズの把握に努め、周知や補助制度の必要性について見極めてまいります。
82	2 JIDRCを擁する虎ノ門が、アジアを代表する「仲裁地」として海外企業から選ばれるために、港区も国や都、さらには、日本弁護士連合会の各部署と連携を密にし、先端の情報収集を行い、区としても主体的な情報発信を行ってください。	国際仲裁に関する情報収集や区内中小企業におけるニーズの把握に努め、今後の関係機関との連携や周知の必要性について見極めてまいります。
83	7 キャッシュレス還元事業の継続を（新規）  区内の観光事業者への消費喚起策として、本年10月末から行われる、キャッシュレス決済によるポイント還元事業は、区内の対象事業者への支援であると同時に、区内に通勤通学する層も含めた、港区外の人々に、港区の魅力を実感してもらいながら消費をしてもらう、一挙両得の事業です。来年度以降も、区内商店街振興や、区内の文化芸術振興、さらには新橋や赤坂といった地域の飲食店支援策として、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を展開することで、コロナ禍を耐える事業者への支援を継続してください。 また併せて、事業の効果を後日きちんと精査できるよう、使用情報を事業者からもらい、調査分析することを強く求めます。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により打撃を受けた区内観光産業の支援等を目的として、令和3年10月から12月まで、既存のキャッシュレス決済の仕組みを活用した『キャッシュレスで「トキメク、ミナトク。」地元応援キャンペーン』を実施しました。 事業終了後にキャッシュレス決済事業者から提出される実績報告をもとに、事業の利用状況や効果について精査してまいります。 令和4年度は、区内の宿泊施設を利用する方へ宿泊利用料の一部を補助し、区内観光事業者の支援を行う事業を実施するとともに、一般社団法人港区観光協会等と意見交換を行いながら、国や東京都の動向も注視し、効果的な取組を検討してまいります。
-	8 商店街の地域的特性を重視した上でのメリハリある産業支援を（新規）  区の産業政策は、ことに小売り店舗に対しては商店街ばかりを重視した政策となっています。これまで地域を支えてきた商店街の活動を側面支援する重要性は当然ですが、例えば新橋や赤坂・六本木といった地域は、集客力の源泉は商店街加入店舗だけでなく、多数多様な店舗が集積した地域的特色により発展してきたという事実があり、ごく一部の商店街を対象に施策を展開するというより、地域単位で施策を行う必要があります。 例えば、テイクアウト・デリバリー・通信販売導入商店街店舗応援事業補助金などは、コロナ禍での飲食業を支援するという眼目からすれば、商店街対象とする必要性は乏しいです。むしろ、商店街としても、例えば赤坂や新橋であれば、加入店舗以外の店がコロナ禍の影響で今後も撤退して街の灯が急減する事は、地域としてデメリットのほうです。	
84	1 テイクアウト・デリバリー・通信販売導入商店街店舗応援事業補助金について、商店街のある地域における非加入店舗も支援対象に含めるべきです。商店街加入店舗へのインセンティブを設けるなら、補助率で差をつける、件数を限定する等のメリハリをつけた対応が可能です。	港区中小企業振興基本条例第7条におきまして、商店街において小売業等を営む者は、商店会に加入することにより相互に協力するよう努めると規定しております。テイクアウト・デリバリー・通信販売導入商店街店舗応援補助金の対象者を、区内商店会に加盟している者、または港区商店街連合会の賛助会員としたことにより、コロナ禍であっても商店会員の維持及び増加に大きな効果があったとの意見が寄せられており、現下の厳しい経営環境の中、商店会組織の強化につながったと考えております。 また、商店会への加盟を希望しない店舗には、東京都中小企業振興公社が実施する業態転換支援事業等を紹介しております。 引き続き、商店街支援とともに、ウィズコロナ時代の店舗支援の在り方について検討してまいります。
85	2 商店街中心の産業支援が、該当地域の事業者にとって今後も適切かどうかは地域特性により異なるはずですが、施策をより実効的に展開するための実態調査を行ってください。そのための予算化を希望します。	商店街は、区民の日常生活を支えるとともに、地域に根差した様々な活動を通じて、地域のにぎわいづくりに大きく貢献しています。 実態調査については、港区創造研究所の活用を視野に検討してまいります。

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
86	<p>9 ペットと一緒に楽しめる場所を（新規）</p> <p>ペットとともに入ることができるお店をデータ化し、スマホで簡単に確認できる仕組みをつくってください。お店にも協力していただき、わかりやすくステッカーを掲示してください。</p>	<p>現在、ペットとして、大小様々な種類の動物が飼育されています。そのため、一律にペット同伴可・不可ということを店舗に確認し、周知することには課題があると考えております。今後、まずは先進事例の把握に努めてまいります。</p>
-	<p>7 土木費</p>	
87	<p>1 バリアフリーなまちづくりを（新規）</p> <p>歩道と車道の段差を、国道や他区で採用されている緩やかなスロープにすることを検討し、高齢者、障がい者、ベビーカーユーザーなど誰にとっても歩行しやすいバリアフリーなまちづくりをしてほしいです。また、私たちの会派が長年要望している「ちばレポ」のような（最近ではラインを活用したシステムも開発されています）ICTを活用した参加型の情報提供、問題解決システムを本格導入することで、バリアフリーは一層進み、誰もが住みやすいまちづくりを進めていけると考えます。</p>	<p>区が採用している2センチメートルの歩道と車道の段差をスロープ状にした形状は、平成26年10月に、区が障害者団体、福祉団体などと合同で実施した「港区まち歩き」において、白杖使用者、車いす使用者、ベビーカー利用者と国道タイプ及び都道タイプと比較し、検証した結果、好評を得た形状となっております。</p> <p>今後、区としても情報収集に努め、より良い形状が開発された場合、誰もが安全で円滑に移動ができるよう、導入の可能性を検討してまいります。</p> <p>また、ICTを活用した参加型のシステムについては、区民等がアプリで道路の損傷等を簡易に投稿できる道路通報システムの試行運用を令和3年1月より開始しており、令和4年4月からは本格運用を開始してまいります。</p>
88	<p>2 自転車中心のまちづくりを（新規）</p> <p>港区では、自転車シェアリングが導入されましたが、区内、または区をまたいだ移動にも頻繁に使用されているのを見るととてもうれしく思います。観光客の利便性向上や放置自転車対策にも役立っており、有効な施策だと実感しています。コロナ禍にあっては、三密を避ける交通手段としても注目を集めつつあります。今後は自転車のサポート体制のみならず、それを利用する環境をより快適にし、さらなる自転車の増加につなげていただきたいと思います。</p> <p>アメリカのポートランドは自転車通勤率が全国トップを誇っており、自転車中心の街づくりが成功しています。またドイツでは、1980年代から、自転車中心のまちづくりに資する様々な政策を行っています。</p> <p>これらの国々では、自動車から自転車中心の社会になるように、様々な施策で誘導し、自転車ライフを楽しめるように設計されています。自転車利用者が総合的なサービスを受けられるステーションの設置を含め、港区でも自転車中心のまちづくりのための様々な施策を行ってほしいです。</p>	<p>区は、港区自転車交通環境整備計画の策定に取り組んでおり、自転車利用のこれまでの課題である放置自転車や自転車事故などの対策に加え、暮らしや業務活動、観光振興など様々な場面で自転車が多くの人に活用していただけるよう、自転車等駐車場の整備や自転車シェアリングの推進や自転車活用時の交通環境を整え、「快適に・便利に・安全に」自転車が活用できるまちの実現を目指し、様々な施策を講じてまいります。</p>
89	<p>3 ベンチのあるまちづくりの推進を（拡充）</p> <p>公共のものだけでなく民間敷地内のベンチも含め、街なかにちょっと腰掛けられるベンチ等をまんべんなく配置していただきたいです。今年、地域交通課で区内のベンチを地図に落とししたベンチマップを作って公表していただき、感謝しています。この結果、どこに足りないか明白になりました。区の西側半分は特に抜け落ちています。さまざま工夫をしながら空白地域を埋めていっていただきたいです。民間の協力も得ながら計画的に進めてください。</p>	<p>区では、令和3年3月に港区バリアフリー基本構想を策定しており、道路特定事業である、道路や沿道の開発事業者と連携し、日陰の確保や休憩できるベンチ等を設置し、誰もが歩きやすい歩行環境を形成するため、「みんなのベンチ・みなと」を作成しました。</p> <p>引き続き、民間の協力も得ながらベンチのあるまちづくりを推進してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
90	<p>4 ブロック塀等除却・設置工事支援事業の拡充を（継続）</p> <p>ブロック塀の所有者が誰であれ、地震などが起きた際に実際に被害を被るのはそこに住む住人です。区は、区も危険を認識している場所に対しては、広く法人に工事を実行する努力をしてもらうべく、ブロック塀等除却・設置工事支援事業の対象を宗教法人等にも拡大し、さらに補助額の拡充をするべきだと考えます。</p>	<p>ブロック塀等除却・設置工事支援事業は、自身が所有するブロック塀を改修したいと思いつつも、費用が課題となり実施できないといった問題を解消するため、資金力の小さい個人やマンション管理組合、中小企業を対象に助成する事業です。</p> <p>事業の対象者及び助成額の拡充につきましては、窓口相談等を通じて需要を確認するほか、工事に掛かる費用の実態や他自治体の状況などを踏まえ、引き続き必要性を検討してまいります。</p> <p>なお、今年度策定予定の港区耐震改修促進計画では、ブロック塀等の安全性を判断するため、所有者の求めに応じて区が専門家を派遣し、調査・診断、改修方法や法的手続きのアドバイスを行う制度の検討をすることとしております。今後もブロック塀の安全対策について様々な手法を検討してまいります。</p>
91	<p>5 ちいばすの新ルート整備を（継続）</p> <p>高輪ルートを「赤羽橋」経由に延長してほしいという高齢利用者を中心とする利用者ニーズの調査とルート整備をお願いします。</p>	<p>浅草線三田駅前から赤羽橋までルートを延長すると、利用者の多い三田四丁目や高輪方面への到着時間が遅延することで、速達性が低下し、利用者の減少が見込まれ、運行経費の増大につながることから、利用者の需用や事業の採算性、ちいばす全体の収支率への影響を勘案する必要があります。高輪ルートを「赤羽橋」経由に延長することについては、ニーズや課題を抽出し、需要と採算性のバランスに配慮しながら、可能性について検討してまいります。</p>
92	<p>6 3人目以降の子どものコミュニティバス無料化を（継続）</p> <p>現在は都バスなどにならない、子ども料金は2人目までは無料、3人目以降は乗車料金がかかります。しかし、それは多子世帯への負担を重くしていることで、区の子育て施策とは反します。まずはバス運行事業者へ打診を行い、事業者での負担が難しいようであれば区が負担すべきです。事業者へ打診をすること、また区が負担することも含め必要な予算を求めます。</p>	<p>お台場レインボーバスは令和元年10月から、未就学児以上の乗客に同伴する未就学児3人まで無料に拡大しました。</p> <p>ちいばすについては、今後も事業者との交渉を続けてまいります。</p> <p>また、子育て施策を計画的に推進する中で関係部署と連携してまいります。</p>
93	<p>7 車いす専用住宅への転換含めた特公賃住宅の早急な政策転換を（継続）</p> <p>大阪市では車椅子住宅が整備されているとのこと。都営住宅でも、よく設計を利用者目線で考えられた車椅子住宅が整備されているとのこと。港区にはありません。</p> <p>港区でも、住宅を車椅子用に転用を広げるべきだと思います。</p> <p>特公賃シティハイツ港南の高齢型転用を進めてきていますが、今後は高齢型を検証した上で、住宅弱者である障害者や子育て世代などへの対象拡大も検討すると答弁いただいています。障害者向け住宅の中でも特に独自の設計や配慮を必要とする車椅子住宅についても、できるだけ早く検討を進めてほしいです。</p>	<p>既存の区民向け住宅を改修し、車椅子用住戸へ転用するには、住戸内の専有部だけでなく、建物の共用部や避難経路におけるバリアフリーの確保など、改修工事に向けて、ハード面における数多くの工夫や配慮が必要となります。</p> <p>現在、区民向け住宅については、転用した特定公共賃貸住宅シティハイツ港南高齢型住戸の効果検証とともに、区民向け住宅を活用し、車椅子用住戸への転用に向けて検討しております。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
94	<p>8 若い次世代が港区に住むことができる家賃助成を（新規）</p> <p>千代田区の住宅助成制度の中に、「親世帯との近居のために住み替える新婚世帯・子育て世帯」や「子どもの成長等に伴い、より広い住宅に住むために区内転居する子育て世帯」を対象としたものがあります。また、ひとり親世帯などの家賃を助成する居住安定支援家賃助成もあります。</p> <p>新宿区でも、子供の世帯とその親の世帯が新宿区内で新たに近居または同居を始める際の初期費用の一部助成制度があります。また、同区では、学生や勤労単身者向けの民間賃貸住宅家賃助成制度があります。目黒区では、子育てファミリー世帯への家賃助成制度があります。</p> <p>家賃高騰傾向が続く港区だからこそ、現在整備されている高齢者以外の層にも、家賃助成を行うことが必要です。①ひとり親世帯、②親または直系尊属が港区に居住している子供世帯、③区内に通学・通勤する単身世帯向けへの家賃助成制度の拡充を求めます。</p>	<p>中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅や区立住宅では、入居者募集時の義務教育修了前の児童のいる子育て世帯、高齢者世帯に対する優遇抽選住戸の設定、一部の特定公共賃貸住宅では、所得が一定額以下で未就学児のいる世帯に対する国の交付金制度を活用した家賃減額の実施など、子育てファミリー世帯に対する居住支援を行っております。</p> <p>また、低所得者向けの区営住宅では、高校修了期までの子どものいる世帯の所得基準を緩和しております。</p> <p>引き続き、既存の制度を活用し居住支援に取り組んでまいります。</p>
95	<p>9 赤羽橋駅前の駐輪場整備を（継続）</p> <p>赤羽橋駅前の駐輪場整備を一刻も早くお願いします。駐輪場がないため、歩道は放置自転車で埋め尽くされ、郵便ポストの前も自転車でいっぱい、通行の妨げになっています。近隣商店街からは、もう何年にもわたって改善を求める声が上がっています。</p>	<p>赤羽橋駅前周辺において、駐輪場用地の確保に向け、首都高速道路株式会社や国道・都道管理者に対し、用地の借用について協議を行ってまいりましたが、現在、土地所有者からの理解を得ることができないため、協議は難航しております。</p> <p>今後も、粘り強く土地所有者との協議を重ね、赤羽橋駅周辺の放置自転車の解消に向け、取り組んでまいります。</p>
96	<p>10 古川の観光資源化を（継続）</p> <p>古川を浄化して、船で通れるようにしたり、親水を進めて、観光資源化を目指して欲しいです。</p>	<p>これまで区は、古川沿いの白金公園や新広尾公園で水面に近いテラスの整備や河川清掃、さらには川底を整地することによる水質改善や河床清掃など、ハード・ソフトの両面から古川の環境改善に取り組んでまいりました。</p> <p>また、清流復活事業の一つとして、東京都下水道局の高度処理水や地下鉄、東京電力パワーグリッド株式会社の洞道に漏出する地下水を放流することによる水量確保に努めております。</p> <p>さらに、開発事業等の機会を捉え、古川に沿って公園や水辺の散歩道などの整備を推進し、区の花である「アジサイ」を連続して植えつけるなど、水辺空間の一層の充実を図っていくとともに、観光情報媒体や観光ボランティアガイドと連携し、古川の魅力を積極的に紹介してまいります。</p> <p>今後もハード・ソフトの両面から古川の魅力をいかしたにぎわいの場の創出に取り組んでまいります。</p>
97	<p>11 全区立公園に防犯カメラの設置を（継続）</p> <p>街なかで防犯カメラの設置が進み、区でも助成金を出して設置を促進していますが、足元の区立公園が見過ごされています。一昨年区立公園で起きた事件もカメラがあれば早期解決に結び付いたと思います。カメラがあることで犯罪や路上喫煙などの迷惑行為の抑止につながります。安全安心の公園を目指し、すべての区立公園に防犯カメラの設置をお願いします。</p>	<p>公園や児童遊園への防犯カメラの設置につきましては、公園利用者や近隣住民のプライバシーへの配慮が必要なことから、「事件・事故が発生していること」や「施設が損壊されていること」、「街全体で防犯カメラの設置に取り組んでいる」などを防犯カメラの設置基準として設けており、現在、これらの基準を満たした公園等に対し防犯カメラを設置しております。</p> <p>現在、公園等内への防犯カメラの必要性に関する意識調査を行っており、区民の設置要望等を把握した上で、基準を改定する予定です。</p> <p>引き続き、安全・安心の確保に向け、公園等の見通しや明るさを確保するとともに、区民の声を反映した基準に沿って、防犯カメラの設置を進めていきます。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
98	<p>12 障害児の保護者の声を取り入れた「インクルーシブ公園」の整備を（新規）</p> <p>利用する障害児の保護者たちの声を聴き、反映させる形で「インクルーシブ公園」を区内に増やしてほしいです。</p>	<p>インクルーシブな公園については、障害者の保護者等へのアンケートを実施し、ニーズのある公園を把握する中で、公園の整備に併せ、ユニバーサルデザインの遊具を設置するなど、区立公園等において整備を進めてまいります。</p>
-	<p><b>8 教育費</b></p>	
99	<p>1 学校プール開放の利用者を在住在勤者以外にも拡大を（継続）</p> <p>区内7つの小中学校のプールを在住・在勤者に開放していただいておりますが、利用率が非常に低いです。在住・在勤者以外も利用できるようにすることで、区民が区外の知人と一緒に利用できるようになります。また資源の有効活用や増収にもつながります。</p>	<p>学校屋内プール事業は、区民や在勤者が身近なところでスポーツに親しめるよう、学校教育に支障のない範囲で開放しておりますが、利用者が少ない状況です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で失われたスポーツ活動の機会を新たに提供することや、利用者の増加が見込めるか検証することを目的として、現在実施中の7校において、令和3年12月から令和4年3月までの期間、週1回全10回程度、利用者から人気の高い水泳教室を実施しており、令和4年度も引き続き実施いたします。</p> <p>一方で、各学校屋内プールの利用定員は80名に限定していることから、水泳教室の参加状況等を踏まえ、利用者の範囲について、更に検討を進めてまいります。</p>



令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
100	<p>2 御田小学校の建て替えに際し、地元や防災の専門家の意見の反映を（新規）</p> <p>御田小学校は、今後の児童数増加と設備の老朽化に対応すべく、現敷地での建て替えが決定しました。今後は令和3年度に、基本構想・基本計画、令和4年度に基本設計、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度から8年度にかけ建て替え工事を行うとお聞きしております。災害時には避難所にもなるので、地区防災協議会からは、プールの水が漏れ出た場合など現段階の計画に対し、懸念の声が出ています。より良い小学校とするため、防災協議会や地元町会からの意見を基本設計等にできる限り反映してください。また災害時には避難所となることから、防災の専門家にも意見を聴取した上で設計していただくよう要望します。</p>	<p>現在策定中の御田小学校の整備計画では、地下1階にプール、地下2階に防災備蓄倉庫を配置することとしております。プール水槽の直下にプールピットと呼ばれる空間を設け、漏水時の水を受け止めるとともに、備蓄倉庫周囲は防水処理を徹底し、止水板の設置も行うことで、プールの水がこぼれて濡れないような計画としております。</p> <p>また、御田小学校は、災害時には区民避難所となることから、これからも地域防災協議会や地元町会のご意見を聞いていくと共に、今年度を実施する設計事業者のプロポーザルによる選定では、評価項目に防災の観点を設定し、事業者の防災知識を把握した上で、設計に生かしてまいります。</p>
101	<p>3 芝浦小学校など学校の火災報知器の点検と取り替え、および警備会社の駆けつけ時間を短縮するように指導の強化を（新規）</p> <p>区内の小中学校で、たびたび火災報知器等の誤発報が起きています。特に芝浦小学校においては、早朝深夜に何度も誤報が発生しています。誤報が鳴り始めてからおさまるまで、40分もかかる場合もあります。火災報知器そのものに不備がないか、納入メーカー側にも精査を促して、原因究明を行って、必要であれば器具の交換やメーカーの変更も対応してください。また、警備会社のかけつけが遅いため誤報が長時間鳴りやまなかったと近隣からの情報提供もあります。万が一の火事や事件の場合、警備会社のかけつけがそれまで遅くては、役に立ちません。区は契約主として警備会社の指導をしっかりとお願いいたします。</p>	<p>誤作動のあった感知器については、メーカーによる検査を行っているところであり、原因が判明次第、速やかに対応を検討してまいります。</p> <p>また、誤作動の際の報知器の鳴動時間を短くできるよう鳴動時に学校の近くに警備スタッフがいる場合、最寄りの警備スタッフが駆け付ける運用に変更しております。</p>
102	<p>4 天才教育の対象、分野の拡大を（継続）</p> <p>天才教育の分野や対象を拡大していただき、感謝しています。今後は、アートやスポーツなどにも分野を広げてください。</p>	<p>本プログラムは、東京大学先端科学技術研究センターとみなと科学館との共同で実施し、一つの事象を切り口に子どもたちの知的欲求を駆り立て、様々な学びにつなげるなど学びの波及性を重視するとともに、子どもたちが主体的に探究できるよう内容を構成しております。今後も子どもたちが様々な事柄に興味を持ち、自ら学び、より一層深く学べるようプログラムの内容を充実させてまいります。</p>
103	<p>5 学校給食の「食物アレルギー対策マニュアル」の改善を（継続）</p> <p>食物アレルギーを持つ子供が増えています。港区でも「区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を作成されましたが、こうしたマニュアルを作っていることを区内外にきちんと示すためにも、HPなどで周知、公開すべきと考えます。</p> <p>また、食物アレルギー除去食ではなく代替食を求める声や、食べられずにお弁当になった日の分の給食費の返金を求める声もあります。実際に、町田市など実施している自治体もあります。これから、アレルギーを持つ子供がますます増えていくであろうことや、そうしたニーズにもきちんと応えていくべきと考えます。また、せめて返金については、給食費の公会計化と合わせて、きちんと行うべきと考えます。</p> <p>そして、将来的には、給食費の無償化を検討すべきと考えます。</p>	<p>教育委員会では、平成31年1月に作成した「区立幼稚園・小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」を令和2年6月に改訂し、令和2年8月に区ホームページに公開いたしました。また、各学校では、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、個々の児童・生徒の食物アレルギーへの対応の意向等を保護者に確認するとともに情報提供を行っております。</p> <p>代替食を提供する場合、安全性の確保の観点から、代替食を調理するためのスペースや設備、人員が必要となるため、学校給食における食物アレルギー対応は、国の指針に基づき原因物質をすべて取り除く完全除去対応の除去食提供という方法をとっております。低学年児童が、自分がアレルギーということを自覚せず、誤って類似の通常食のおかわりをする恐れもあることから、今後も、除去食の提供により、学校給食の安全性を最優先とした対応を進めてまいります。</p> <p>また、給食費の返金に関しては、一定の要件を満たす場合は返金を行う旨、取り決めておりますが、返金に関する要件については、今後の公会計化の検討の中で、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、学校給食の無償化については、学校給食の食材費は、学校給食法に基づき保護者の負担と定められていることから、保護者負担軽減の促進のため、国の責任において学校給食の無償化を実施するよう、引き続き国へ要望してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
104	<p>6 「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」と小学校の連携を（継続）</p> <p>港区・竹芝に「ダイアログインザダーク」など3つの、障害者にアテンドしてもらい障害の世界を体験する施設がオープンしました。港区の小学校でも連携していただき、多くの子供達に体験してもらい、意義深い授業となっています。今後も、ぜひ多くの区内小学校と連携して行っていただきたいです。</p>	<p>幼児・児童・生徒が、障害者や高齢者と出会い、様々な困難さについて直接体験していくことは子どもたちにとって重要な学びであると認識しております。</p> <p>令和元年10月に御成門小学校で開催した区立幼稚園、小・中学校の副校長研修会では、視覚障害者のアテンドに導かれて真っ暗な世界を体験する「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」や聴覚障害者のアテンドに導かれて音のない世界を体験する「ダイアログ・イン・サイレンス」を体験いたしました。</p> <p>令和2年度は、小学生向けプログラムの検討や、コロナ禍における密とならない実施の在り方等について検討を重ね、11月に御成門小学校4年生児童を対象に「ダイアログ・イン・サイレンス」を実施いたしました。令和3年度についても、御成門小学校4年生児童が12月に実施いたしました。</p> <p>来年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら御成門小学校以外の他の学校でも実施し、区内の多くの子どもたちが体験できる機会を増やしてまいります。</p>
105	<p>7 スクールローヤー制度の導入を（継続）</p> <p>港区では学校に弁護士がついていますが、子供の側にはついていません。SNSトラブルやいじめ、暴力、性被害、虐待など、子供が巻き込まれる事件は様々で、弁護士相談が必要なケースもあります。また、深刻になる前に予防する知識が、本人だけでなく、保護者や学校関係者にも必要だと考えます。これまでも、ずっと要望してきていますが、弁護士によるそうした普及啓蒙、相談支援にアクセスできる環境整備をお願いします。</p>	<p>教育委員会が実施している学校法律相談は、区立幼稚園、小・中学校における法律問題について、園長・校長が専門知識を有する弁護士に直接相談できる制度で、問題が発生した際の対応について、弁護士を講師とした園長・校長対象の研修会も行っております。</p> <p>この制度は、児童・生徒や保護者が直接弁護士に相談できる制度ではありませんが、いじめ等の子どもに直接関わる問題については、児童・生徒や保護者からの相談を教育センターや子ども家庭支援センターで受け付けており、引き続き児童・生徒やその保護者の心に寄り添った支援に取り組んでまいります。</p> <p>子ども家庭支援センターでは、子ども自身が相談しやすいように、スマートフォンや携帯電話、パソコンを使って相談できる「みなと子ども相談ねっと」を開設しております。さらに、令和2年9月より、子どもだけでなく保護者向けの相談ネットシステム「おとなの子育て相談ねっと」を開始いたしました。</p> <p>また、各弁護士会においても、子どもに関する様々な問題等について、子ども本人又は保護者等から相談を受け付ける窓口を開設しております。相談先の周知については、港区子育てハンドブックや子ども向け啓発リーフレットに、相談先の一つとして東京弁護士会子どもの人権110番を掲載し、今後も、子どもや保護者に広く周知してまいります。</p>
106	<p>8 防犯ブザーの改善を（継続）</p> <p>古くて壊れやすく10年以上変更のない区立小学校の防犯ブザーを、GPS付きの最新型の物へ変更して欲しいです。学童クラブの児童にのみ、入退室が保護者に通知されるGPSが配布されましたが、犯罪に巻き込まれる可能性があるのは学童クラブの児童に限らないことは、日々の港区の「みんなと安全安心メール」で通知される不審者情報などからもわかることです。また、いじめや虐待の相談など、子供がメール相談できるシステム「みなと子ども相談ネット」がありますが、インターネットを親にわからないように使えるようになる前の年齢の子どもたちのSOSが届きません。防犯ブザーを押すだけでいい、しゃべるだけでいいSOSシステムを付与するなど改善の余地がありますので検討をお願いします。</p>	<p>教育委員会では、通学路等における子どもへの安全対策のために、令和3年度から、希望する新入学児童及び他区等から転入してきた児童・生徒に携帯防犯ブザーを配付しております。また、希望する私立小学校等の児童・生徒に対し、学務課又は各児童館等を通じて配付しております。そのほか、学校及び幼稚園から保護者へ、緊急情報伝達的手段として、緊急メールを配信しております。</p> <p>今後とも、児童・生徒の安全・安心を確保するため、GPS付きの最新型の防犯ブザーの導入を含め、通学路点検等において、学校、PTA及び各関係者等と意見交換を行い、効果的な防犯対策等について検討してまいります。</p> <p>また、いじめや虐待等に関する相談については、「みなと子ども相談ねっと」のほか、子ども自身が電話や子ども家庭支援センター等の相談窓口でも相談ができることを記載した子ども向け啓発リーフレットやマスクケースを区立小・中学校を通じて配付して周知しております。</p> <p>今後も子ども達に、身近な大人へSOSを出せる方法を様々な機会を捉えて周知してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
107	<p>9 国際バカロレア校、中高一貫校の導入を（継続）</p> <p>本当にグローバルな人材を輩出していかなければならない港区で、国際バカロレア校は必要です。国際バカロレア認定のインターナショナルスクールと協力するなどして、区民校も作るなどしてスタートさせて欲しいです。硬直した日本の教育制度を変えるためにも必要と考えます。</p> <p>また、子供の成長、教育環境、周囲の私立学校との兼ね合いを考えると、必要なのは小中一貫校ではなく、中高一貫校であり、ニーズもそこにあります。東京都と連携して、公立の中高一貫校の創設をお願いします。</p>	<p>現在、区内の一部のインターナショナルスクールが国際バカロレア認定校となっておりますが、これらは学校教育法第一条に規定される学校としての要件を満たさず、就学義務履行の対象となりません。そのため、区民校を設けるなどの取組は考えておりませんが、区では、国際社会に対応する教育を推進するため、文部科学省の特例認可を受け、小学校1年生から英語を用いた国際理解教育を展開しております。この取組は、国際バカロレアの理念である多様な文化の理解と尊重を通じて、平和でより良い世界の実現のために貢献する人材を育成することと同様の目的を持つものと捉えております。</p> <p>以上のことから、現時点において、区立学校への国際バカロレアの導入については考えておりませんが、国際化に対応した教育の一層の充実に向け、今後も取り組んでまいります。</p> <p>中高一貫校の創設については、既に設置している区が課題として挙げる、教員の確保が難しいことや、区立中学校と比較して人件費や維持管理費等の負担が大きいことなどから、引き続き研究課題としてまいります。</p>
108	<p>10 オンラインで日本語学級支援を（新規）</p> <p>日本語学級についてもオンライン参加を可能にし、現在、日本語学級がない学校に通っているお子さん、通級やインターのお子さんたちにも、放課後などに手厚いJSL支援などが出来ると良いと思います。</p> <p>小学校就学前の子供たちを対象とした、「各種学校の利用支援」が始まることに大変感謝しています。港区は、多国籍児童が多く、インターナショナルスクールも多数存在し、たくさんの子供たちが通っています。</p> <p>多国籍児童の子供たちの置かれている実態調査・分析を行い、「言葉」の高い壁に対して支援してあげることで、学習支援、そして、日本で生きていくことを支援してあげてほしいと思います。</p>	<p>外国籍の児童・生徒の実態調査については、国が「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を毎年実施しており、その調査を行う中で区の日本語指導が必要な児童・生徒の実態把握に努めております。</p> <p>これまで教育委員会は、様々な調査から明らかとなった区の実態を踏まえ、麻布小学校、筈小学校、六本木中学校に日本語学級を設置し、外国籍の児童・生徒や帰国した日本国籍の児童・生徒に対して通級による日本語指導を行ってまいりました。オンラインによる指導については、文部科学省が「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」で示しているように、区としても臨時休業や出席停止等によりやむを得ず登校できない児童・生徒に対しては個別の対応を柔軟に行っておりますが、原則として認められていないため実施しておりません。</p> <p>また、日本語学級設置校への通級が困難な児童・生徒に対しては、各校からの申請をもとに日本語指導員を派遣する、「日本語適応指導」を行っており、指導員は英語、スペイン語、フランス語、ロシア語、中国語、韓国語に対応しております。</p> <p>日本語学級における指導や日本語適応指導だけではなく、教員を対象とした日本語指導研修会を開催し、指導方法等について各学校に広く周知しております。</p> <p>各学校においては、1人1台のタブレット端末に導入されている翻訳アプリや通訳機を活用し、日本語指導を必要とする児童・生徒とのコミュニケーションの充実を図っております。</p> <p>引き続き、日本語指導が必要な児童・生徒へのより良い支援に取り組んでまいります。</p>
109	<p>11 地域コーディネーターの活動に対する支援拡大を（新規）</p> <p>学校で活動する地域コーディネーターは、コロナ禍での活動でも苦勞しながら頑張っている活動をしていただいています。全員に聞き取りを行っていただき、例えば、活動に必要なzoomなどの有料のオンライン会議システムやWi-Fi環境整備は十分か、また外国籍の保護者向け活動の際に専門家を手配できるだけの実費の補助が必要かなど、その学校や活動内容により、どのような支援を欲しているのかを聞き取っていただき、必要性の高いものから対応していただければと思います。</p>	<p>地域コーディネーターは、学校の要望に応じた教育活動支援を行うため、原則は学校内で学校と地域をつなぐ活動を行う有償ボランティアです。そのため、地域学校協働本部を設置している幼稚園・小・中学校には、幼稚園及び学校内に地域コーディネーターの作業場所を設け、パソコン・有線LANによるインターネット環境の整備のほか、必要な事務用品等を揃えております。また、各地域コーディネーターには連絡会、研修会及び事務連絡の際にヒアリングを実施し、要望の把握に努めております。引き続き、文部科学省及び東京都の定める要綱に基づき、丁寧に対応してまいります。</p>

令和4年度予算編成に対する要望書（みなと政策会議）回答

通し 番号	【要望事項】	【回 答】
110	<p>12 給付型奨学金は新たに必要とする金額を調査し、額の見直しを（新規）</p> <p>今年度から始まった給付型奨学金制度ですが、低所得で満額給付型奨学金の対象者は、貸与型も重複して利用していたりします。実際に必要な金額を給付することで、安心して勉強できる環境を整えるよう、金額の調査と見直しをお願いします。</p>	<p>給付額の基準は、国の高等教育の修学支援制度による授業料・入学金の減免分と、学業専念のために必要な生活費を賄えるための学資支給を合わせた額を上限としております。</p> <p>給付型と貸付型の併用者に聞き取りをしたところ、生計維持者がひとり、かつ兄弟で在学しているなど個別の事情がありました。</p> <p>国の支援制度は、令和2年4月施行の4年後に所要の見直しを行う予定とされており、区の給付型奨学金制度においても、国の動向を踏まえ、奨学生の実情をより詳細に把握し、必要な見直しを行ってまいります。</p>
111	<p>13 個性が伸びる教育環境を（新規）</p> <p>NPO などとも連携し、英語やプログラミングや外遊びなど、子どもの個性を伸ばす先進的なプログラムを積極的に取り入れる幼稚園を増やしてください。</p>	<p>教育委員会では、魅力ある園・学校づくりの一環として、園・学校が創意ある教育活動を実施・展開しております。</p> <p>各幼稚園ではその予算を使い、地域にいる人材を講師として、英語活動や運動遊び、和太鼓の演奏や書道体験等の創意ある教育活動を展開しております。そして、体験したことを日々の保育に取り入れ、興味をもった幼児が繰り返し取り組める環境を整えることで、幼児の個性が伸びるようにしております。プログラミングについては、幼稚園教育要領に記載がないこと、また、幼児期にふさわしい活動の展開や体験したことを日々の保育に取り入れることの難しさから、現在のところ実施しておりません。</p> <p>今後も、各幼稚園の地域や幼児の実態に即した創意ある教育活動を推進し、幼児の個性が伸びる教育環境を整えてまいります。</p>
112	<p>14 子供達の運動場所の確保を（新規）</p> <p>東京2020大会によって、神宮外苑や国立代々木フットサルコートなどのスポーツ施設が次々閉鎖され、サッカーチームや野球チームで練習していた1000人を超える子供たちが運動する場を失いました。少年スポーツチームは23区外までグラウンドを求めて遠征するか、公設の運動場を利用しに行きますが、区の運動場や校庭を利用する場合、営利禁止や、区に団体登録する必要があるなどし、区外の子供が入ってはいけいのか、など、そもそも規定に無理があることは、明白になっていると思います。学校の校庭利用は、未就学児から高齢者まで皆が使いたいため、狭き門になっています。</p> <p>港区の運動場の困難な利用条件や、不足するスポーツ環境が、子供達のスポーツレベルや育成環境に顕著に現れてきている、と関係者たちから悲痛な訴えが寄せられています。</p> <p>公設の子供達が運動できる場所の確保をお願いします。</p> <p>また、運動場ニーズの実態把握をした上で、既存の公園や校庭などの限られたスポーツができる場所を、時間帯で用途を区切って予約可能なシステムを構築するなど、デジタルトランスフォーメーション化によるソフト面で改善を図ることを検討していただきたいです。</p>	<p>子どもたちも含め区民が運動できる場所の確保に向け、麻布運動場、芝浦中央公園運動場、芝公園多目的運動場においては、令和3年11月1日から利用時間を通年で午前8時から午後9時までとし、運動する機会を拡大いたしました。さらに、令和4年4月開校の芝浜小学校や、今後改築が予定される学校においても、体育館や校庭等を開放し、限られた施設を最大限に活用し区民の運動する機会の充実を図ってまいります。</p> <p>また、学校施設開放に関して、より多くの区民が身近な場所でスポーツを楽しめるよう申込方法の見直しを検討しており、今後、使用団体の代表者や学校関係者が参加した会議体において丁寧に協議を進めてまいります。</p> <p>なお、神宮外苑等の利用条件は令和3年9月末以降順次通常運用に戻っております。</p>